

学校危機管理マニュアル

(平成 26 年3月修正版)

中央区教育委員会

目 次

はじめに	1
<マニュアルの目的>	2
<前提となる自然災害>	3
第Ⅰ部 自然災害(震災編)	4
第1章 事前対策(予防計画)	4
Ⅰ 計画の作成	4
Ⅱ 教育・研修・訓練	12
Ⅲ 東海地震警戒宣言に伴う対応	19
第2章 震災時・後の応急対策	22
Ⅰ 発災時の対応	22
Ⅱ 発災後の対応	27
第3章 防災拠点としての対応	30
Ⅰ 避難所としての対応	30
Ⅱ 医療救護所としての対応	34
Ⅲ 地域活動拠点としての対応	34
Ⅳ 情報拠点としての対応	35
第4章 教育活動の再開に向けて	36
Ⅰ 安否情報、被害状況の収集と把握	36
Ⅱ 学校教育施設の安全確認	36
Ⅲ 授業再開の準備	36
Ⅳ 応急計画書の見直し、策定	37
Ⅴ 心のケアの充実	38
Ⅵ 転出入に伴う学籍変更等	38
Ⅶ 入学相談に関する対応	39
Ⅷ 学校納付金等の免除等	39
第Ⅱ部 自然災害(風水害・津波編)	40
Ⅰ 風水害対策	40
Ⅱ 津波対策	43
第Ⅲ部 事故・事件	45
第1章 防犯編(不審者侵入時の学校内の安全確保等)	45
Ⅰ 児童・生徒の学校内の安全確保(防犯)に関する危機管理の基本方針	45
Ⅱ 学校独自の校内の安全確保(防犯)に関する危機管理マニュアルの作成	45
Ⅲ 日常の活動	46
Ⅳ 不審者への対応	48

はじめに

平成 26(2014)年 3 月、中央区教育委員会は「中央区立学校危機管理マニュアル」を修正しました。

平成 22(2010)年3月策定の「学校危機管理マニュアル」は、園児・児童・生徒の身体・生命の安全を脅かすものを「危機」と捉え、それに対する総合的な危機管理体制を各々の学校・園が構築するためのガイドラインとして、従来の「学校防災基本計画」(平成 8(1996)年 10 月策定)を改定したものです。

内容的には、当時の「中央区地域防災計画」との整合性を図りながら、防災拠点運営委員会への学校の協力などを盛り込んだ「震災対策」に加え、従来なかった「風水害・津波対策」や「防犯対策」、「感染症等」といったものを加え、多様な危機に対応するものであります。

その後、平成 23(2011)年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、各学校・園では、多くの帰宅困難者や在校・在園する児童・生徒の安全の確保に対処する事態を経験しました。また、東京都防災会議が平成 24(2012)年 4 月に発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」を受け、平成 25(2013)年 2 月には「中央区地域防災計画」が修正されました。さらに、東京都は、3.11 当日の実態から「東京都帰宅困難者対策条例」を平成 25(2013)年 4 月に施行し、事業所従業員の一斉帰宅を抑制するなどの対策を進めております。

こうした危機管理に係る状況の変化に加え、学校現場と地域の実情を踏まえて、より危機に即応できる体制づくりを支援するため、危機管理マニュアルにおける所要の修正を行ったものです。

各学校・園においては、本マニュアルの趣旨を十分に斟酌し、児童・生徒はもとより教職員の生命・身体の安全確保を第一に、地域の防災拠点としての機能が十分に発揮されるよう、自校の実情に合ったマニュアルづくりとそれに基づく訓練や教育を推進することで、各学校・園の危機管理に万全を期すようお願いいたします。

平成 26(2014)年 3 月
中央区教育委員会

〈マニュアルの目的〉

区の地域及びその周辺地域等において危機事案が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、幼児・児童・生徒を中心に区民の生命、身体への被害の防止・軽減を図るため、主として区立学校・幼稚園が実施すべき危機管理対策の具体的な取組等に関する基本的方針を示し、共通事項を明らかにするものである。

〈基本方針〉

- 1 児童・生徒の生命、身体の安全を確保することを方針の第一とする。
大震災や風水害など自然災害のみならず、不審者の侵入、新型インフルエンザ等の感染症等、多種多様な危機から児童・生徒や区民を守る。
- 2 児童・生徒や多くの区民に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合は、区の指揮の下で、教育委員会は他部局と一体となって危機対応に取り組む。
- 3 震災発生時の初動体制の要となる①情報連絡体制、②教職員の参集については、対応を具体的に示すことにより、危機管理意識を深め、体制を強化していく。

〈参照する他の計画〉

- ・ 中央区地域防災計画（平成25（2013）年修正）
 - ・ 学校危機管理マニュアル（東京都教育委員会 平成25（2013）年3月改訂）
 - ・ 中央区新型インフルエンザ対策行動計画（改訂）（平成24（2012）年2月）
- ※ なお、宇佐美学園においては、中央区地域防災計画に相当する伊東市地域防災計画など当該地域における所要の資料を参照するものとする。

〈用語の整理〉

本文中において幼稚園にあつては、必要に応じて「学校」を「幼稚園」、「校長」を「園長」、「副校長」を「副園長」、「児童・生徒」を「幼児」と読み替えるものとする。
なお、「宇佐美学園」については、「学校」を「園」、「校長」を「園長」、「副校長」を「副園長」と読み替えるものとする。

〈今回の修正のポイント〉

- ・ 学校における児童・生徒、教職員の保護機能の強化・安全確保対策の充実
- ・ 情報連絡体制の強化
- ・ 防災教育の充実
- ・ 教育委員会、防災拠点運営委員会との緊密な連携強化
- ・ 発生直後における、学校・園の即応態勢の強化

〈PDCAサイクルによる見直し〉

各学校における危機管理マニュアルの整備を、当面の態勢が整ったと考えたと同時に、次なる見直しへのスタートとも捉えることが必要である。

公表されている被害想定改定はもちろんのこと、児童・生徒の状況や学区域内のまちの変化などを把握することは、危機管理マニュアルを見直す第一歩である。変化を的確に捉え、効率・効果的な見直しを進めるには、教職員の異動後の新体制時などの時期を捉えて、組織的な情報収集とあわせて、シミュレーショントレーニングや防災訓練などの実施を通して、マニュアル自体を学校自らの目で検証していくことが必要である。

PLAN→DO→CHECK→ACTION。PDCAによる無理のない見直しを、組織的かつ定期的に繰り返していく根気のよい取り組みこそが、マニュアルを生きたものにする力である。

教育委員会は、防災・危機管理部門から収集した関連情報を、学校への適時適切な提供に努めることで、危機管理態勢の強化を支援していく。

<前提となる自然災害>

「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成 24(2012)年 4 月東京都防災会議公表)

第1 前提とする被害想定

- 1 平成 24(2012)年 4 月東京都防災会議が発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち本区での被害が最大となる地震災害は次のとおりである。

前提条件	内容
1 震源	東京湾北部(首都直下地震)
2 地震の規模	マグニチュード7.3
3 区内の震度	6強 一部7
4 震度の深さ	従来想定より浅い

事 項	被害想定(冬の平日風速8m/秒)	
	12時	18時
建物被害 ゆれ・液状化による 建物全壊件数 (うち木造) (うち非木造)	1,942棟	1,942棟
	(1,460棟) (482棟)	(1,460棟) (482棟)
出火による被害 出火件数 焼失棟数	20件 61棟	23件 101棟
人的被害 死 (うち建物被害・屋内収容物) (うち災害時要援護者) 負傷者 (うち屋内収容物) 避難者(1日後) (うち避難所生活者)	162人 (157人) (12人)	151人 (146人) (14人)
	8,533人 (424人)	7,275人 (349人)
	44,570人 (28,971人)	44,773人 (29,103人)
ライフライン 支障率 上水道 下水道 ガス 電気 電話	68.5%	68.5%
	29.5%	29.5%
	100.0%	100.0%
	40.3%	40.5%
	1.8%	2.0%
帰宅困難者 エレベーター閉じ込め台数 自力脱出困難者	309,315人 585台	4,444人 3,836人

2 津波被害想定

事 項	被害想定	
	中央区	東京全域
首都直下地震 <発生確率> 南関東で発生するM7程度の地震 今後30年以内に70%	最大津波高(満潮時) 水門閉鎖の場合	1.88m 1.37~1.88m
	最大津波高(満潮時) 水門開放の場合	1.88m 1.35~1.88m
	最大津波の到達時間	3~7分
	水門開放時の全壊件数	なし
	水門開放時の半壊棟数	なし
	水門開放時の人的被害	なし
元禄型関東地震 <発生確率> 平均発生間隔2,300年程度 (前回、1703年発生) 今後30年以内にほぼ0%	最大津波高(満潮時) 水門閉鎖の場合	2.51m 2.61m (品川区)
	最大津波高(満潮時) 水門開放の場合	2.39m 2.52m (品川区)
	最大津波の到達時間 (東京湾)	2時間20分
	水門開放時の全壊件数	39棟 230棟
	水門開放時の半壊棟数	467棟 2,309棟
	水門開放時の人的被害	なし ※1
南海トラフの巨大地震 ※2 <発生確率>発生時期は予測できないが、発生頻度は極めて低い	最大津波高(満潮時)	2.1m
	最大津波の到達時間 (東京湾)	3時間7分

※1 浸水エリアに滞留者がいた場合には、発生するおそれがある。

※2 内閣府公表 平成24(2012)年8月29日

第I部 自然災害(震災編)

第1章 事前対策(予防計画)

I 計画の作成

1 学校防災計画

(1) 学校防災委員会の設置

校長は、校長、副校長、教務主任及び事務職員等を構成メンバーとする「〇〇学校防災委員会」を設置し、組織として学校防災計画を策定する。

(2) 学校防災計画の作成

学校は、災害時に児童・生徒の生命・身体の安全及び教育活動の確保を図るとともに、避難所運営が開始された場合、学校としての運営に向けた協力体制などの対処方法について事前の検討を十分に行い、教職員への周知により万全を期する必要がある。

具体的には、地域の実情を踏まえ、地震等災害時の安全確保のための体制(校長を本部長とする「学校災害対策本部」づくりを含む。)、教職員の役割分担、情報連絡等を明確にした学校防災計画を教職員の参画のもと作成し、保護者に対しても周知を徹底する。

(3) 作成上の留意点

- ・ 児童・生徒はもとより、教職員についても生命及び身体の安全確保を第一に、迅速かつ的確な対応をする。
- ・ 学校は、地域の防災拠点であることから区災害対策本部、各種防災機関、学区内の防災拠点運営委員会等との連携を密にし、地域と一体となった防災態勢の構築に努める。
- ・ 多様な手段を用いて情報を収集・整理し、学校組織として、迅速な状況判断に努める。
- ・ 早期に教育活動を再開できるように努める。
- ・ 児童・生徒はもとより、教職員の心のケアに配慮する。
- ・ 発災時の状況・時期・時間はもとより、教育活動上の場所や現場にいる教職員等についても考慮したマニュアルとする。

(4) 記載する項目(例)

- ア 教職員の指示系統を含めた役割分担(時間の経過別を含む。「災害時アクションカード」などを作成し、個々の役割についてもできるだけ具体化を図る。)
- イ 家庭との連絡方法や児童・生徒の安否確認方法
- ウ 通学路等の安全確認及び通学路途上における避難に適した施設の把握等
- エ 警戒宣言が発せられた場合の児童・生徒の在校時、校外活動時、登下校時等状況別対応
- オ 発災時の児童・生徒の在校時、校外活動時、登下校時等状況別対応
- カ 子どもの居場所(以下「プレディ」という。)開設時、学校開放時対応
- キ 児童・教職員用防災用品等(以下「学校用防災用品」という。)の点検
- ク 学校施設・設備等の安全対策
 - ライフラインの確保
 - 非構造部材・備品等の日常点検
- ケ 非常持出用品の搬出体制
- コ 支援が必要な児童・生徒の対策
- サ 状況別学校の再開時期
- シ 情報の整理方法や学校としての対策本部の場所などを明確にする
- ス 危機管理マニュアル・災害時アクションカードなど、具体的な行動基準などについては、PDCAサイクルによる検証・見直しの時期・方策を明確にする
- セ その他

（組織及び事務分掌の例）

学校災害対策本部長(校長)	
情報連絡係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的・物的被害その他の異常事態を各係から報告を受け、本部長、区災害対策本部等へ連絡する。 ・ 防災拠点運営委員との連絡・調整等を行う。 ・ 警報の発令状況や交通機関の運行状況等災害に係る情報を収集し、関係者に連絡する
避難誘導係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次避難誘導に当たる。第二次避難の場所までの避難経路の確認を行う。 ・ 保護者等と連絡・確認を行い、児童・生徒の引渡しを行う。 ・ 行方不明児童・生徒等の搜索を消火巡視搬出係に依頼する。
消火巡視搬出係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校舎の被害の確認、行方不明の児童・生徒等の搜索、初期消火、火元の遮断、出火防止対策、火災の警報、ガス・水道等の元締めや理科薬品保管等の点検を行い、点検結果等を情報連絡係に報告する。 ・ 校舎内での火災や校舎への延焼の恐れがある場合は、非常持ち出し品を搬出し、管理する。非常持ち出し品を搬出する事態が生じない場合は、他係への応援要員とする。
救護・避難所運営係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護所・避難所の運営に協力するとともに、軽症児童・生徒の救急処置に当たる。 ・ 重傷者の応急手当及び医療機関、医療救護所への搬送に当たる。
他係への応援要員	

※ 各係には、その責任者を置く。なお、代理者も定めておく。担当係の事務分掌を終了した場合は、他の係の任務、応援に当たる。

(5) 事前の備え

ア 通学路等の安全確認及び通学途上における避難に適した施設の把握等

学校は、登下校時に発災した場合に備え、PTA等の協力を得ながらブロック塀や落下しそうな看板等の把握など、通学路の安全を定期的に点検する。

さらに、児童・生徒が登下校時に発災した場合、児童・生徒自らが、身の安全を図る方策について、家庭において十分話し合うよう保護者に協力を求める。

また、一時的に避難できる近隣の公園、児童遊園、公開空地や公共施設等の場所を調査し、教職員に周知徹底する。

教職員は、災害時において、登下校中の児童・生徒が適切な行動をとれるよう指導するとともに、一時的な避難に適した場所を指定した際には保護者、児童・生徒に周知徹底する。

イ 学校避難所用防災備蓄品の点検

各係担当者は、学校用防災用品を所定の場所に配備するとともに、定期的に確認・点検（保存期限等を含む。）を行う。

なお、防災拠点として備蓄倉庫に備えられている防災備蓄用品については、管理に協力するとともに、マニュアルに記載するなど、備蓄品の種類及び数量を把握しておく。

ウ 学校施設・設備等の安全対策

<p>○ ライフラインの確保</p> <p>緊急対応を効果的に行うためには、日常の施設・設備等の管理が大切である。学校施設・設備等の点検については、様式Ⅰ「学校施設・設備等安全確認チェックリスト、被害状況調査報告書」及び様式Ⅱ「学校備品等安全確認チェックリスト、被害状況調査報告書」の例により、定期的な実施の上、校長に報告し、保管状況を把握する。点検した結果、改善すべきものについては、必要な措置を講ずる。</p> <p>また、発災時において効率的な行動をとるためには、止水弁・ガス緊急遮断弁・電気分電盤・消火器・消火栓等の配置図をあらかじめ作成し、職員室、事務室に保管するとともに、容易に活用できるような場所に掲示しておく。あわせて、ライフラインの被害が発生した際の連絡先一覧表も作成し職員室等に掲示する。学校はPTA等の協力を得ながら、把握したブロック塀や落下しそうな看板等の、通学路の安全図も作成しておく。</p>
<p>○ 非構造部材等の安全対策</p> <p>教室、廊下、階段、運動場などについては、定期的な点検を行い状態の把握に努めるとともに、不具合を発見した場合には速やかな改善を行う。また、東日本大震災の被災地では体育館や屋内プールの天井、照明器具等の落下により、多大な人的被害が発生している。そのため、定期点検時や震度3以上の地震が起きた場合には、特に落下の危険性のある高所に設置されている天井、照明器具、放送設備、空調機器、体育設備等（非構造部材）についても目視による点検を行い、状況の把握に努める。</p>
<p>○ 備品類の転倒防止等</p> <p>阪神・淡路大震災では家具等の転倒や移動により多数の犠牲者が発生した。また、備品・什器類の転倒は職員室や教室の機能回復を遅らせ、スペースの有効活用や授業再開にあたっての大きな障害にもなる。</p> <p>定期的な点検に合わせ、学校内の備品、什器類の転倒防止対策についても確認を行い、未対策のものは早急に対策を講じる。</p> <p>あわせて、什器内物品の飛び出しやガラス戸棚等の飛散防止についても対策を講ずる。</p>

エ 非常持出用品の搬出体制

<p>火災の延焼により、学校外に避難する場合に備え、名簿や指導要録などの非常持出品の特定と、搬出担当者、搬出方法、搬出場所の計画を策定する。なお、持ち出せる量には限りがあるため、非常持出品のランク付けを検討する。また、非常持出品については、ラベルの貼付や防水対策をするなどの工夫をする。</p>

(6) 特別支援学級での対策

<p>児童・生徒の障害種別に応じた防災体制を次の点に特に留意して計画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童・生徒の障害種別及び特性に応じた安全確保の方法 ➤ 発作や体調の変調など不測の事態に対応するための医療機関と連携を図った移送体制 <p>なお、災害時に備え氏名、年齢、血液型、緊急時の連絡先、服用薬やその量・回数を記入した表を児童・生徒に常時携帯させることなどを検討する。</p>
--

2 教職員の参集態勢

(1) 地震警戒態勢

夜間・休日等の教職員の勤務時間外に地震が発生した時に、初動態勢を迅速にとるための要員として、あらかじめ学校ごとに「指定職員」を選出する。

ア 地震警戒態勢参集基準

東京 23 区内で震度5弱かつ中央区内で震度4以上の地震が発生した時

イ 指定職員

校長、副校長、区内及び隣接区（千代田区、港区、台東区、墨田区、江東区）に居住する教職員の中から校長が指定するもの

ウ 役割

発災時にいち早く学校に参集して、情報収集及び関係機関、保護者等との緊急連絡にあたる。区の連絡先、連絡方法を明確にしておく。

(2) 非常配備態勢

区は、災害の発生やそのおそれがあると判断した場合には災害対策本部を設置し、その災害の程度や状況に応じた非常配備態勢を発令する。

これに準じ、校長は、勤務時間中のみならず、夜間・休日の場合でも、地震、風水害などの災害が予想される場合または発生した場合に備え、あらかじめその災害の程度により第1から第4までの非常配備態勢を作成し教育委員会へ報告する。また、教職員に周知するとともに、勤務時間外の発災で交通機関支障時におけるルート・方法を検討させ、学校として取りまとめておく。

○ 災害時における非常配備態勢は次のとおりとする。

区 分	在校中、夜間・休日等の参集態勢
第1から第3までの非常配備態勢	あらかじめ指定されている非常配備態勢要員は、非常配備が発せられた場合、自校に参集し災害対策活動に従事する。
第4非常配備態勢	全教職員は、自校に参集し災害対策活動に従事する。

(3) 特別非常配備態勢

休日・夜間等の教職員の勤務時間外に震度6弱以上の地震が東京 23 区内に発生した場合、全教職員は学校に一斉参集する。

(4) 非常参集時の注意

休日・夜間等勤務時間外に非常参集する場合の、持参品（水・食糧・服用薬・雨具・懐中電灯などの生活必需品等）や登校途上で収集すべき情報の整理など、注意点を教職員に明確にし、あわせて、自宅での防災対策を進めさせる。

3 防災拠点としての学校

(1) 防災拠点の位置付け

不時の大規模災害時には、非常参集で来た限られた教職員等のみで初期活動にあたらなければならない。さらに、区災対本部が区内の状況を迅速に把握し、都及び防災関係機関と連携した活動を開始するためには、地域的に防災活動拠点機能をあらかじめ設け、応急対策活動の態勢を構築しておくことが必要である。そのため、区では全小・中学校を災害時における防災拠点と位置付け、次の(3)～(5)の機能を担うとしている。

(注) 防災拠点運営委員会

区や防災関連機関が対応できない発災直後に、地域での助け合いを迅速かつ的確に行うとともに、避難が必要となったときに、町会、自治会、防災区民組織等が互いに連携、協力し自主的に防災拠点を運営できる体制を築くため、防災拠点運営委員会が設置されている。

(2) 防災拠点の開設基準

夜間・休日等の教職員の勤務時間外に、中央区内で震度5弱以上の地震が発生した時は、防災拠点運営委員会が主体となって、防災拠点を開設する必要があると委員が判断した場合には、自主的に防災拠点を開設する。

(3) 防災拠点の避難所としての機能

各学校に、避難所開設時及び避難生活初期に必要な避難者用の食料、飲料水、毛布等の専用物資（以下「避難所専用物資」という。）を備蓄するとともに、区及び防災関係機関との連絡用の地域防災行政無線や災害時優先電話等を整備している。

(4) 防災拠点の地域活動機能

発災直後を中心に、地域の自主的な防災活動を援助するため、各学校を各地域の区本部及び防災区民組織の災害応急活動の拠点として活動できるよう、住民が自ら行う救出・救助活動用資器材等を備蓄している。

(5) 防災拠点の医療救護所機能

発災後、各防災拠点は医療救護所の機能を担う。救護所では、一次トリアージを実施し、その結果を基に軽傷病者を治療するとともに中等傷病者・重傷病者や特殊な医療を要する者が後方医療施設に搬送されるまでの間の応急処置を行う。

(6) 防災拠点の整備

ア 施設の整備

- 耐震化：学校（園）の耐震化、耐震補強を完了している。
- ガラス飛散防止対策：窓ガラスの飛散による被害を防ぐため、「飛散防止フィルム」を貼付している。
- 屋外配水管の耐震化：屋内排水管と屋外配水管の接合部を「可とう継手」とするとともに、仮設トイレを設置できるマンホールを設置している。また、既設の排水管の耐震化が困難な拠点には、新たに下水道本管に接続する屋外配管を布設し、災害用のトイレシステムを整備している。

イ 設備の整備及び資器材の充実

- 電気：設置可能施設に自家発電機を整備するとともに、防災拠点倉庫にポータブル発電機を配備している。
- ガス：防災拠点倉庫に家庭用カセットコンロ、カセットガスを配備している。また、学校の調理室に、ガス会社で保有する非常用移動式ガス発生設備が設置されたときに接続できる「非常用移動式ガス発生設備接続口」を設置している。
- 水道：飲料水確保のため、ろ過器を配備している。また、生活用水を確保するために防災用井戸を整備している。
- 電話：電話機を端子盤につなぐだけですぐに使える特設公衆電話（災害時優先電話）設備を整備している。

4 避難所の支援に関する運営計画の作成

区の防災計画では、避難所の管理は「区災害対策本部教育施設部」が他部の応援を得て行う。本部態勢が確立するまでの間は臨時非常配備態勢の区職員及び防災拠点運営委員会が、学校と協力して行う。このため、あらかじめ指定されている区職員は自宅から直接指定の学校に参集するものとしている。

そのため、校長は、災害対策本部や防災拠点運営委員会の活動態勢が整うまでの間、区職員等と協力して避難所の設置及び避難者の受入れ等を行う。防災拠点運営委員会の態勢が整った場合又は学校で授業再開の準備に入る場合は、防災拠点運営委員会が避難所運営の主体に移行することを踏まえ、計画作成にあたっては、児童、生徒等が在校中か不在かなど学校が置かれている状況別に、可能な限り防災拠点運営委員会との役割分担の明確化を図る。（防災拠点運営委員会との連携した活動については、P30参照）

(1) 学校施設利用計画の作成

避難者の収容場所等は、区防災課及び各学校・防災拠点運営委員会と協議の上決定する。協議にあたっては、災害応急教育に必要なスペース及び避難所運営管理スペース（本部、物資の保管、医療救護所等）の確保に配慮する。また、帰宅困難な児童・生徒の保護スペースのほか、支援が必要な高齢者や障害のある方、病弱者、乳幼児等（以下「災害時要援護者」という。）、さらには、女性専用、感染症等により他の避難者と離して保護するのが望ましい方のスペースの確保が図れるよう協議に協力する。あらかじめ定めたスペースは、校舎配置図に表示し、日頃より掲出しておく。

校庭は、物流拠点等に利用されることが予想されるため自動車の乗り入れは禁止する。

(2) 避難所の管理運営への協力

学校は日頃から防災拠点運営委員会との連携を密にし、発災時には委員会と協力し避難者受け入れに協力するとともに、避難所内の管理運営を補佐する。

- 防災拠点運営委員会との連絡調整を行う学校責任者をあらかじめ定め、日頃の委員会活動に可能な範囲で参画する。
- 防災拠点運営委員会及び区防災課等と連携した防災訓練等の実施。
- 避難所専用物資の管理や配布方法の把握。
- 教職員の避難所運営への従事・協力体制の確保（概ね発災後1週間程度）

(3) 児童・生徒が在校中に発災した場合の避難所運営体制の構築

避難所支援は救護・避難所運営係が担当し、救護・避難所運営係の応援には、他系への応援要員及び役割分担終了者を充てる。

(4) 夜間・休日等に発災した場合の避難所運営体制の構築

ア 鍵の保管について

教育委員会は、学校及び防災課と協議しあらかじめ防災拠点における活動に必要な鍵を防災拠点運営委員会に貸し出す。保管者情報は、学校に提供しておく。

イ 校庭で待機することの周知

発災直後、二次災害を防止するため校舎等の安全確認をするまでの間は、避難してきた住民を校庭で待機させることを基本とする。

(5) 帰宅困難者一時滞在施設への案内

東京都帰宅困難者対策条例では、業者は従業員の安全確保のため一斉帰宅の抑制に努めるとともに、東京都において帰宅困難者の一時滞在施設の確保を図ることとしている。各学校においては、事前に学校周辺の帰宅困難者一時滞在施設を把握し、学校に帰宅困難者が避難してきた場合には、防災拠点運営委員会と連携しこれらの施設の紹介を行う。
なお、修学旅行中の他自治体の児童、生徒等の受け入れなど特別な配慮を要する場合は、災対教育施設部と協議し対応を決定する。

(6) 避難所生活物資等の配給

学校の防災拠点倉庫に備蓄している避難所専用物資の配給計画・手順等について、事前に区防災課及び防災拠点運営委員会と協議の上、協力体制を確認しておく。

(7) 避難者収容者名簿用紙の保管

区所定の「避難所収容者名簿」をあらかじめ保管し、区の避難所責任者の下、災害時に活用できるようにしておく。（中央区地域防災計画 資料編P111 参照）。

5 応急教育計画の作成

校長は、教育委員会と十分な連携のもとに、学校施設・設備の被災状況、教職員及び児童・生徒の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案し、休校、二部授業、他校の利用等を想定した応急教育計画の作成に努める。

応急教育計画に基づく教育活動の再開に際しては、平常時と同様な教育活動が行えない場合が想定される。登下校の安全の確保に万全を期するよう留意するとともに、指導内容は主として健康・安全教育及び生活指導・相談に重点を置きながら弾力的な教育活動を行えるよう配慮する。また、心のケア対策にも十分留意する。

〔応急教育計画素案の作成にあたっての留意点〕

- 平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲で教育レベルの維持・向上を図る。
- 地域の実情を踏まえながら、登校する児童・生徒の人数に応じた応急教育の実施を工夫する。
- その際には、児童・生徒数や学校備品の配置状況等を考慮の上、授業再開に必要なスペースを確保する。
- 避難した児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして安否確認とともに教育活動を行う。
- 避難所に提供する等、長期間学校が使用不可能な場合には、教育委員会に連絡し他の公共施設等の確保を図り、できる限り早急な教育再開を期する。
- 校長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密に連絡の上、平常授業に戻れるよう努め、その方法や時期に関する情報を掲示板や壁新聞など適切な方法により保護者に連絡する。
- 心のケアについては、児童・生徒等だけでなく教職員についても配慮が必要である。校長は教育委員会と連携し、スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家による震災後の心のケア対策の充実に努める。

II 教育・研修・訓練

1 防災教育の実施

(1) 防災教育の目的

防災教育は安全教育の一部をなすものである。

その主なねらいは、

- ① 児童・生徒が、災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解すること。
- ② 安全に関して自らの確に対応できる判断力や行動力を身に付けること。
- ③ 災害時に進んで他の人々や地域の安全に役立つことができるような態度や能力を養うこと。

特に、突然起こる地震に対しては、児童・生徒が瞬時に安全な行動がとれるようにするとともに、臨機応変に対処できるようにするため、教職員が安全指導と安全管理の両面から効果的に防災教育を進めることが必要である。児童・生徒が日頃から学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるように指導する。

また、3.11 後の津波防災の教育では、「想定にとらわれるな」「最善を尽くせ」「率先避難者たれ」という岩手県釜石市の避難3原則に関心が向けられた。防災対策を進める上で、問題となるのは、危険が迫っていても「自分は大丈夫だろう」という「正常化」の心理である。この心の壁を乗り越えられる想像力と勇気と、それに基づく行動力をさまざまな教材・素材を活用しながら、児童・生徒に身に付けさせていくことが大切である。

(2) 防災教育の内容

防災教育は児童・生徒の発達段階、地域の特性や実態に応じて指導内容を検討し、各教科、道徳、特別活動等、教育活動全体を通し、それぞれの関連を図りながら、計画的に進める必要がある。また、地震・火災に関する防災教育に限らず、児童・生徒の日常生活において生ずる多種多様な事故情報に基づいた教育も含めた総合的なものにするのが大切である。

一般に防災教育の内容としては、次の3つが考えられる。

- ① 自然環境や地域における過去の災害の特性や災害時における危険の認識、避難場所の確認などの日常的な備え、防災体制の仕組み等、災害や防災に対する基礎的・基本的な事項について
- ② 的確な判断の下に、自らの安全を確保するための基本的な行動について
- ③ 災害発生時及び事後に、災害復旧支援活動に参加するなど、進んで他の人々や地域に役立つことができるような思いやりの心や社会的連帯感の育成について

(3) 教科等における防災教育のねらい

ア 各教科

教科間で指導内容の関連を図りながら、防災に関する基礎的・基本的な知識を系統的に理解し、安全を確保するための思考力や判断力を養う。

イ 道徳

道徳では、生命尊重の精神、思いやりの心、公德心・公共心などの道徳性を育て、道徳的実践力を身に付ける。

ウ 特別活動

学級活動（ホームルーム活動）、生徒会活動（児童会活動）、学校行事等を通して、自らの安全を確保するための実践的な態度や能力、望ましい習慣を身に付ける。

エ 課外活動等

地域と連携した避難（防災）訓練、防災に関する講話、東京消防庁の防災館での体験的学習等を通して、自らの安全を確保するとともに、他の人々や地域の役に立つような態度と能力を身に付ける。

(4) 発達段階に応じた防災教育のねらい

ア 幼稚園

- 地震や火災等災害発生時における基本的な身の守り方を理解させる。
- 災害時に落ち着いて安全に行動できる能力を育てる。

イ 小学校

- 地震や火災発生時における行動の仕方や対処の方法について考えさせる。
- 日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解させる。
- 的確な判断の下に安全な行動ができるよう、危険を事前に予測し回避する能力を身に付けさせる。

ウ 中学校

- 地震や火災発生時に予想される状況について理解を深める。
- 日常生活において危険を事前に予測し回避する能力を育てる。
- 災害が発生した際には適切な行動がとれる能力を身に付けさせる。
- 他の人々や地域の安全に役立つ態度や能力を養う。

(5) 副読本「地震と安全」等の活用

副読本「地震と安全」、補助教材「3.11を忘れない」を通して、以下のことを学習する。

ア 小学校

- 学校、家庭、登下校時等、様々な場面や時刻で地震が起こった場合の対応について理解し、実践できるようにする。
- 地震の原因、大きさ、強さについての基礎的な知識を得る。
- 地震による建物の倒壊、津波、液状化現象、地割れ、火事、水道、ガス、交通、電気などの被害について具体的に知る。
- 地震への備えが大切であることを理解する。
- 災害伝言ダイヤルの活用について理解する。

イ 中学校

- 地震による建物の倒壊、津波、液状化現象、地割れ、火災などの被害について具体的に知る。
- 地震が起きた際の基本的な対応について理解し、実践できるようにする。
- 地震に対する備えと心構えについて非常持出品の準備や家庭での話し合いの必要性等を中心に理解する。
- 地震の大きさや強さ、伝わり方、地震の起き方について理解する。
- 過去の災害から地震災害について具体的に知る。
- 地震発生時の応急救護（応急手当の基本、けが人、病人の運び方、救急車の呼び方等）について知り、実践できるようにする。

※ 「地震と安全の活用にあたって」では、指導の展開例として地震が発生した時の行動、地震の被害、応急手当、地震の備え等の主題が示されているので、指導の際に効果的に活用する。

(6) 防災教育を進める上での留意点

ア 年間指導計画の作成

生活指導の年間指導計画や教科等の指導計画と関連付け、学校全体の指導の系統性・整合性を図り、年間指導計画を作成する。

イ 指導体制づくり

学校における防災教育を組織的・計画的に進めるために校内組織・指導体制の確立を図るとともに、保護者のほか、消防署・消防団や警察署など地域の関係機関、防災拠点運営委員会等との連携を図る。

ウ 視聴覚教材、映像教材等の活用

東京消防庁、警視庁、行政機関、民間団体等で発行している防災にかかわる各種の資料や視聴覚・映像教材等を活用する。

防災に関する教材の作成にあたっては、地域に関連したものを教材化すると効果的である。東京消防庁では臨場感が高められる防災館を都内3箇所に設置している。団体での利用も可能なので活用したい。

また、非常時の対応について、具体的な対処方法を生徒手帳等に記載し、児童・生徒が被災時にとるべき行動が分かるように工夫しておくことも大切である。

エ ボランティア活動の推進

児童・生徒が体験を通して他人を思いやるというボランティアの基本となる心や社会に進んで奉仕する態度を培うことができるよう、日頃から地域の教育力を積極的に取り入れた活動を展開するなど、ボランティア活動の機会を設けるようにする。

特に中学校では、可能な範囲で、初期消火活動、救出活動、応急手当などの災害応急活動に進んで協力する態度の育成に努める。想定される支援活動としては、在校生の場合の避難している方々への物品配布の手伝いや清掃活動等、地域においては避難移動中の災害要援護者の支援や避難場所での運営補助などが考えられる。

このことについては、日常から非常時に地域において児童・生徒がどのような役割を担うことができるかを周知するなど、消防署、警察署、消防団、区防災課や防災拠点運営委員会との緊密な連携を図る必要がある。

(7) 防災教育改善のための評価

年間指導計画に基づく実践を共通理解、意欲、協力作業等の観点から評価し、次年度の防災教育の計画に生かすことが大切である。

2 職員に対する防災研修

教職員が災害発生時における児童・生徒の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、状況に応じた一人ひとりの的確な判断と機敏な行動力、臨機応変な状況判断が求められており、教職員が一致協力して迅速かつ適切な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、教職員の危機管理意識と使命感醸成はもとより、危機管理対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急処理能力などを高めるため、教職員の危機管理に関する研修を充実する。

(1) 校内研修の実施

校長は、校内研修計画に危機管理に関する研修を位置付けて実施する。

<研修内容(例)>

- ・ 学校の危機管理組織
- ・ 教職員の役割、効果的な避難訓練・防災訓練、初期消火活動
- ・ 学校が避難所となることを想定した実地訓練
- ・ 中学生のボランティア活動への参加
- ・ プレディ活動中のプレディとの連携
- ・ 地域の防災区民組織との連携
- ・ AEDを使用した心肺蘇生法
- ・ 防災拠点の資器材操作

※ 災害発生時にどこに行き何をするかなどの具体的な対応、勤務中、出退勤途中、夜間・休日の際の留意事項等を確認するための研修を実施する必要がある。

(2) 教育機関が実施する研修

- ・ 初任者や安全教育担当者等を対象とする防災についての研修
- ・ 震災時の心理的ケア対策を視野に入れた学校教育相談等の研修

3 避難(防災)訓練等の実施

(1) 避難訓練と防災訓練の目的

ア 避難訓練

児童・生徒が災害発生時に、安全に避難することができる態度や能力を養うことをねらいとし、防災教育の指導内容について体験を通して実践的に理解を深めるために実施するものである。

イ 防災訓練

地域との連携・協力を通して児童・生徒、教職員が避難所運営に対する協力の仕方など災害時の対応の在り方を身に付けるためのものである。

ウ 教職員

- ・ 状況に応じて安全な行動ができるような態度を児童・生徒に身に付けさせ、日常生活で実践されることが重要である。
- ・ 教職員は、的確に状況を把握し、かつ、沈着、機敏な態度で、時や場に応じた行動をとれるような能力を習得することが必要である。

エ 考慮する点

- 避難訓練や防災訓練においては、何で避難をするのか、具体的に迫りくる危険をわからせるとともに、それにいかに対処するのがよいのか、安全なのか考えさせる。
- 児童・生徒の一次避難が終了したのちに、発達段階に即して支援活動に協力していく仕方などの内容を加味して指導する。
- いつ、いかなる時でも、安全に行動できるよう、日常の教育活動の中でも、気づかせる工夫をする。例えば、体育や水泳の授業で衣服を着替えた場合は、着替えた衣服を袋に入れておくなど、ひとつにまとめておくように指導する。
- 児童・生徒が気づいた点や考えた点は、家庭に持ち帰り、家族内の防災会議で話し合わせるよう指導していく。
- プレディでの活動中を想定した訓練も考慮する。

(2) 避難(防災)訓練の計画的実施

避難（防災）訓練は、年間を通して教育課程の中に位置付け、児童・生徒が体験的に理解できるように計画的に実施する。実施にあたっては、さまざまな災害を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう、実際的な訓練を行う必要がある。

特に地震は突発的で予測できないため、避難（防災）訓練の際には様々な場面における危険の回避や避難の方法について理解させ、状況に応じて安全に行動できる能力を培う必要がある。

〔避難(防災)訓練の留意点〕

- ① 時期や回数は、地域の実情に応じ、他の安全指導との関連などを考慮して設定する。
- ② 事前にその意義を児童・生徒に十分理解させ、「自らの身は自ら守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導する。特に、教職員は明確な指示をするとともに、頭部や体を保護させるなど、危険を回避する訓練を重点的に行う必要がある。
- ③ 児童・生徒に、自らの安全確保を前提としつつ、被災者に対する支援活動に積極的に参加しようとする態度を養うよう指導する。
- ④ 訓練は、次のような多様な状況や方法を想定し、適宜選択して実施するようになる。
 - 地震や火災、風水害等の規模（特別警報が発令された場合を含む。）
 - 緊急地震速報システムを活用した訓練
 - 設定日時の工夫（授業時、休憩時、放課後、登下校時など）
 - 設定日時又は時刻を予告しない方法
 - 児童・生徒を保護し、学校に残留せざるを得ない状況になった場合の訓練
 - 学校用防災用品の点検
 - 教職員による避難所の管理運営を想定した訓練
 - 児童・生徒による災害復旧活動に関する訓練
 - 爆破予告や不審物等への対応
- ⑤ 屋内消火栓、消火器、担架等の防災用具を積極的に活用して緊迫感、臨場感をもたせるなど、様々な災害を想定した訓練を工夫する。
- ⑥ 教職員一人ひとりが役割分担（指揮系統、情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助等）や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようになる。
- ⑦ 実施後は必ずその評価を行い、次回の訓練に反省点や改善点等を反映させる。
- ⑧ 消防署や防災機関との連携を十分に行うとともに、PTA、防災区民組織との合同訓練等も実施するように努める。

(3) 安全指導を実施する際の点検の実施

学校における震災等に対する安全管理の徹底を図るため、安全指導について点検項目を定め、常に指導の改善に努める。

〔点検項目の例〕

- ① 小・中学校の学級活動及び学校行事などの指導を通じて、安全指導の充実を図っているか。幼稚園においては、個々の幼児の行動の傾向を掌握するとともに、各活動内容や場面に応じた安全への配慮がなされているか
- ② 年間を通じて避難訓練を計画的に行い、指導の徹底を期しているか
- ③ 避難訓練の内容は、地震、火災のみでなく、津波、風水害等を含め、指導の充実を期しているか
- ④ 避難訓練は授業中だけでなく、始業前、休憩時、放課後等、いろいろな時間や場所を想定して実施されているか
- ⑤ 避難訓練は、必要により関係機関や地域の協力を得るなどして指導の充実を努めているか
- ⑥ 地震の発生時における教職員の指示の方法や児童・生徒の最初の行動の仕方が明確にされているか
- ⑦ 必要により児童・生徒を校舎外へ避難させる場合の隊形、頭部の保護等の具体的な事柄について十分指導しているか
- ⑧ 教職員の指示によって行動し、勝手に校外に飛び出したり、帰宅したりすることのないよう具体的に指導しているか
- ⑨ 異常な混乱が生じた際に、児童・生徒を集合させる場所が明らかになっているか
- ⑩ 通学途上における適切な行動の仕方について指導しているか。電車、バスなどを利用している児童・生徒に対して特に配慮しているか。これらについて、家庭との連絡を行っているか
- ⑪ 障害のある児童・生徒に対しては、特に個別的な指導を行い、安全の確保に努めているか。介助の態勢はできているか
- ⑫ 自らの安全確保を完了した後に、自分にできる災害ボランティアへの参加の仕方について指導しているか

(4) 安全管理に対する点検の実施

安全管理は、対人管理と対物管理の二つの面から学校の施設・設備体制を点検し、整えておくことが大切である。

ア 幼稚園

- ・ 園内における危険な箇所の点検
- ・ 避難経路及び避難場所の確保
- ・ 保護者等への引渡し方法の確認

イ 小学校

- ・ 非常口の確保
- ・ 保護者等への引渡し方法
- ・ 消火器、防火用扉などの点検
- ・ 発火しやすい薬品の安全な保管
- ・ 地震に備えての教室や戸棚、廊下等の掲示物の点検
- ・ 火気を扱う場所の安全装置の点検

ウ 中学校

- ・ 避難経路の確保
- ・ 学校施設・設備、備品や防火用具等の整備・点検
- ・ 安全な避難方法

(5) 家庭、地域、関係機関との連携

ア 家庭、地域との連携

- 避難訓練・防災訓練の方針や計画について、保護者、PTA、町会・自治会、防災区民組織等に連絡し、理解を求めていく。
- 防災訓練などを通して保護者との連携を密にする。
- 家庭でも防災に関する話合いの場を設けるよう働きかける。
- 児童・生徒の災害復旧支援活動への参加に関して、地域との日常的な連携を進める。
- 保護者に対しては災害時における児童・生徒の具体的な支援活動の内容などを周知し、教育活動の一環として実施することの意義について理解を深める。
- 災害時に適切な連携が図れるよう、日頃から地域住民との協力体制の整備に努める。

イ 消防署、警察署等との連携

- 災害が起こった時に連絡すべき事項や協力を要請する事項などについて、あらかじめ定める。
- 避難（防災）訓練の際、実地の指導や講評等について関係機関の協力を得て実施する。

ウ 区との連携

- 区防災課・教育委員会や防災拠点運営委員会と連絡を密にし、日頃から防災拠点の内容を理解し、役割の準備を整える。
- 関係機関及び地域住民が一体となって実施する総合防災訓練、避難所設営を含む訓練等に教職員及び児童・生徒は積極的に参加し、協力する。

(6) PDCA サイクルによる危機管理マニュアルの定期的な見直し

学校においては、毎年の定期異動後に校内の体制が形づくられる。それにあわせて、教職員各自の分掌する事務が確定することとなる。

新体制の整備時などの機会をとらえ、本マニュアルや災害時アクションカードの有効性を確認・点検する防災訓練やシミュレーショントレーニングを「学校防災委員会」を中心に組織的に行うことで、各項目のブラッシュアップを定期的に取り組んでいく。

このことは、校長を中心に行われるべきものであるが、これを確実に進めるため、推進役を校内で決めておくことも方策である。

Ⅲ 東海地震警戒宣言に伴う対応

東海地震は、現在、日本で唯一直前予知のできる可能性がある地震と考えられており、その情報は危険度に応じて「調査情報」「注意情報」「予知情報」の3段階で気象庁から発表される。特に「予知情報」は、東海地震が発生するおそれがあると認められる場合に発表され、内閣総理大臣からは「警戒宣言」が発せられる。

校長は、東海地震が予知できた場合に備え、児童・生徒の安全確保を図るため、警戒宣言に関する計画を作成するとともに、教職員及び保護者に周知徹底し、宣言時の混乱を最小限に止めることに努める必要がある。

1 「調査情報」「注意情報」「予知情報」への対応

(1) 東海地震調査情報(定例・臨時)

特に防災対応は必要なく報道等に注意しつつ、平常どおりの授業を行う。

(2) 東海地震注意情報

教育委員会では、直ちに地域防災行政無線システムで注意情報の発表を校長に連絡する。学校は、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、地震に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置等あらかじめ定めてある事項について指導する。

(3) 東海地震予知情報と警戒宣言の発令

2～3日（又は数時間）以内に東海地震が発生するおそれがあると認められた場合に予知情報が発表され、内閣総理大臣は警戒宣言を発する。

区長は警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害対策本部を設置する。

2 警戒宣言に対する事前の備え

学校では、警戒宣言に備え、次のことを学校防災計画の中で計画する。

(1) 児童・生徒への指導内容

いたずらに危機感や不安感を抱かせないよう学級活動、ホームルーム活動において、児童・生徒の発達段階に応じた適切な指導ができるよう明確な指導内容を作成する。

- ア 注意情報が報道機関により報道された後、判定会の結論が出るまでの間に、どの時点で学級活動・ホームルームに授業を切り換えるかを定める。
- イ 学級活動・ホームルームにおいて、児童・生徒に指導する指導内容及び指導方法を定める。
 - 注意情報が発表されたことを伝達する際の内容
 - 地震に対する注意事項及び解除宣言後又は地震発生後の授業の再開についての説明内容
 - 警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させる準備手順
 - 帰宅後、自分の安全を守るための注意事項（発災後、安全確認がなされた場合）
 - 地震発生時の学校との連絡方法
 - 学校の実情によっては、帰宅確認の報告
 - 児童・生徒が行う避難場所運営に関するボランティア活動等の内容・方法

(2) 児童・生徒の保護

- ・ 発災後、帰宅が困難な児童・生徒の確認
- ・ 保護者との連絡等の方法、来校時の児童・生徒の引渡し方法

(3) 情報の提供等

- ・ 校内での情報提供については、休憩時、放課後、停電時、校長や一部学級担任の不在時等、様々な状況を想定する。
- ・ 地震発生の際の保護者への連絡については、電話不通時における子ども安心安全メール等の活用などによる連絡方法を検討する。
- ・ 電話復日後における電話連絡網やそれに代わる連絡網の活用など、連絡方法等を検討し、周知・徹底を図る。

(4) 被害を軽減するための措置

- 校長は、地震による被害軽減を図るため、次の措置を講ずる。
- 水のくみ置き
 - 備品等の転倒・落下防止
 - 火気・薬品類による火災防止
 - 消火器及び応急備品の点検
 - 施設設備の点検等

3 警戒宣言発令後の対応

教育委員会は警戒宣言が発せられた場合は、直ちに校長に連絡する。校長は、学級活動等を打ち切り、警戒宣言の解除まで臨時休業の措置をとる。児童・生徒はあらかじめ定めてある計画に従って校内で保護し、又は帰宅させる。

なお、特別支援学級・通級指導学級においては、通学範囲、児童・生徒の障害の状態、児童・生徒の保護体制等を考慮し、学校、地域の実情に応じて、きめ細かな対応措置をとる。

(1) 在校時

- 児童・生徒等を計画に従って帰宅させる。
- 帰宅にあたって、児童についてあらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者等に帰宅先を確認してから引き渡す。
 - 保護者等に引き渡すまでは、学校において保護する。
 - 中学生については、個々に、帰宅経路手段（徒歩、自動車、バス、電車等）、所要時間、同伴者等を確認してから帰宅させる。なお、帰宅が困難な生徒については、学校で保護する。

(2) 登下校時に警戒宣言が発せられた場合

- ・ 登校中に警戒宣言が発せられた場合は、そのまま登校させる。
- ・ その後の対応は、在校中の場合と同様とする。
- ・ 下校中に警戒宣言が発せられた場合は、原則としてそのまま帰宅させる。
- ・ 児童・生徒のうち自宅に保護者等が不在である場合は、学校に戻るよう指導する。

(3) 校外活動時

- ア 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合
- 地元官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。
 - 速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。

イ 遠足等の場合

- その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校の措置をとる。強化地域内の場合は、その地の警戒本部の指示に従う。
- 帰校後、児童・生徒等を在在校時と同様の措置により帰宅させる。
- 交通機関の運用や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難するなど適宜の措置をとる。
- 速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。

(4) 学校におけるその他の対応策

- あらかじめ定めてある保護体制に基づき、児童・生徒を保護する。
- 学校に保護する児童・生徒のために学校用防災用品を準備する。
- 児童・生徒に対して、今後の対応を指示・説明する。
- 校長は、保護した児童・生徒の人数、保護体制について、教育委員会に報告する。
- 児童・生徒を帰宅させた後、水のみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設・設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

(5) 強化地域内の宇佐美学園の対応

- 伊東市と連絡をとり、市の警戒本部の指示に従う。
- 園長は逐次状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。

(6) 警戒解除宣言の連絡等

- 警戒宣言解除は、教育委員会からの連絡、ラジオ、テレビ、都区市町村の広報等によって得る。
- 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めたところによる。

第2章 震災時・災害後の応急対策

I 発災時の対応

1 災害が発生した場合の対応

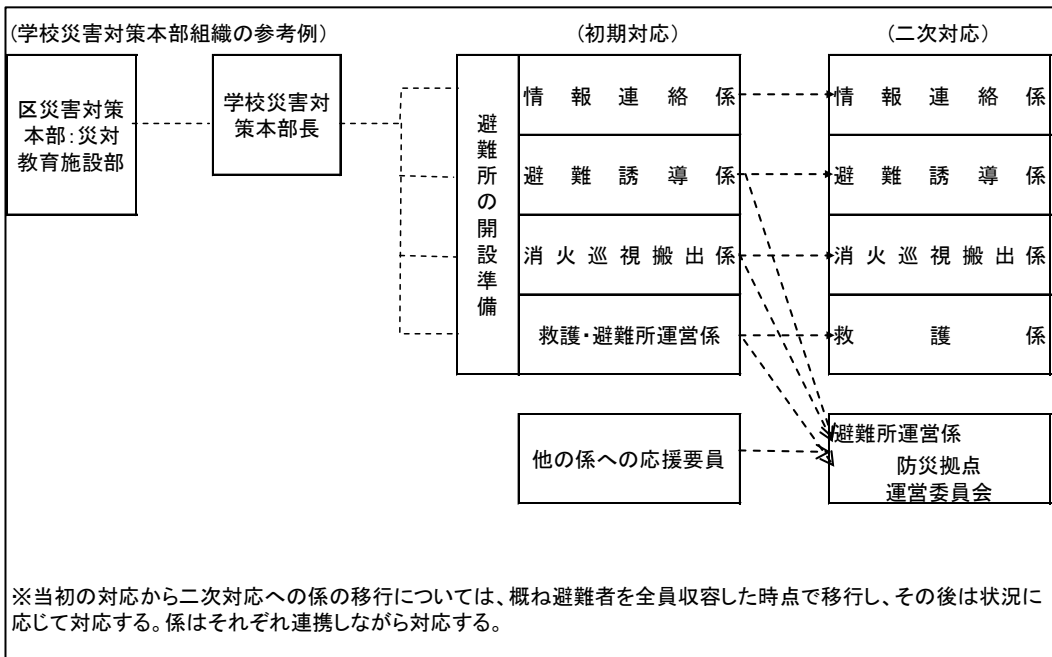
(1) 災害時における学校防災体制

ア 学校の防災組織と教職員の役割

- 地震等の災害が発生した際、校長（不在の時は代理）を本部長とする学校災害対策本部を設置する。
- 教職員は、役割分担に従い、災害応急活動に従事する。
- 担当教職員が出張・休暇等で不在の場合や登下校、夜間・休日で教職員が揃っていない状況でも対応可能なように体制を整える（応援要員を充てる、一人二役など）。

イ 学校災害対策本部組織の事務分掌

校長は、突発的に地震等の災害が発生した場合、直ちに全教職員に配置につくことを指示し、災害時活動に対応できるようにする。なお、校長が不在の場合は、副校長が、また、校長・副校長が不在の場合は、あらかじめ定められた者が本部長を代行する。下記を参考に、学校規模などの実情に応じて各校で工夫する。



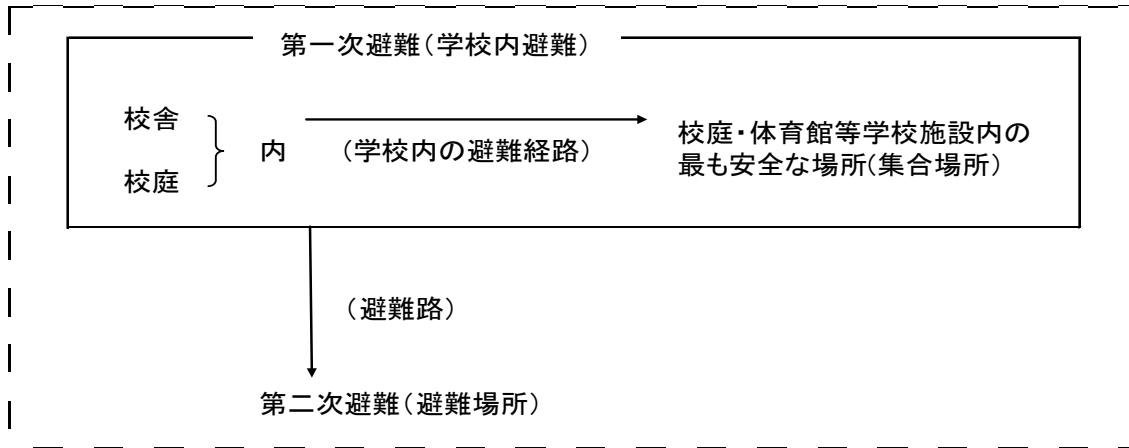
○ 情報連絡活動

- ・ 情報収集及び伝達（情報連絡係）
 - 児童・生徒、教職員の安否の確認や区災害対策本部からの情報連絡など、災害時において必要とされる情報の収集及び伝達、連絡〔区災害対策本部（災対教育施設部）、学校内部、保護者、必要に応じて消防署、医療機関等〕にあたる。
 - 学校内に開設される防災拠点（避難所）に対する学校側対応窓口となり、拠点運営委員会と緊密な連携のもと円滑な避難所運営を支援する。
 - 情報を収集するにあたっては、確実な情報であることが重要である。
- ・ 被災状況の把握と区災対本部への報告
 - 校長は、児童・生徒、教職員、学校施設・設備等の被災・被害状況を把握し、その結果を区災害対策本部（災対教育施設部）に報告する。
 - 連絡先：教育委員会
 - 通常電話以外にも、地域防災行政無線や無線FAX、学校間ネットワークなど多様な手段を確保するとともに、区から指示された方法で確実に実施する。

○ 避難誘導

児童・生徒の避難誘導は、人員の確認を行った後、周囲の状況を確認し、避難先、複数の避難ルートから、最善のルートを選択する。

児童・生徒の避難誘導の際は、お・か・し・も（「押さない」、「かけない」、「しゃべらない」、「戻らない」）を合い言葉として、単純明快な指示をする。



○ 校内巡視

- 巡視にあたっては、ヘルメットや軍手を着用し安全確保を図る。
- 人員確認時に所在不明の児童・生徒の捜索を行う班と校舎被害状況の確認、火気・ガスの元締め等の点検を行う班に分けて行う。
- 校舎被害確認は、二人以上で班を編成し、点検場所・項目の漏れがないよう注意する。
- 危険場所を発見した場合には危険（立入禁止）の表示をするとともに、ロープ等により立入禁止の措置をとる。
- ガスの匂いがある場合は窓を開け、元栓を締める。

○ 非常持出用品の搬出活動

- 学校周辺の火災などで、学校外に避難することが必要な場合は、あらかじめ定めてある非常持ち出し用品を担当者が搬出する。

○ 火元の遮断と初期消火活動

- 出火防止対策を日頃の避難訓練で実施し徹底する。
- 出火した場合は、児童・生徒を安全に誘導する。
- 校内放送、ハンドマイク、口頭伝達で火災発生を伝える。
- 教職員が直ちに初期消火にあたり、延焼を最小限に食い止める。
- 二次災害にあわないよう生命の安全に十分配慮する。

○ 救護活動

- 養護教諭を中心に救護・避難所運営係が対応する。
- 救護のための場所となる学校救護所を設置し、応急救護にあたる。
- 保健室以外に救護所となる場所や置のある部屋なども確保する。
- 校庭や体育館等に避難する場合、養護教諭等は救急医薬品等を携帯する。

(2) 災害時アクションカード

災害時アクションカードとは、校長、副校長等が各々の職務において、発災直後から1～数時間の範囲内で行動すべき優先度の高い事項を、分単位の時系列で1枚のカードに列挙したものである。校長が不在の場合は副校長が、副校長が不在の場合には教務主任等が代理に行動する際に本カードを活用し、漏れのない活動を行えるよう整備しておくものであり、簡潔にするとともに5W1Hを考慮して作成する。

災害時（大地震発生時）アクションカード（管理職用）（例）

役 割	職員等安否確認・情報収集・避難場所指示・災害対策本部の設置		
学 校 名	〇〇〇学校（幼稚園）	場 所	校長室（職員室）
氏 名	〇〇〇〇	児童・生徒数	〇〇〇名
一次避難場所	〇〇〇〇	二次避難場所	〇〇〇〇
連絡先	学校（123-4567）・区災対本部(999-9999)・警察（000-0000）・消防(111-1111) 校長（333-3333）・副校長(444-4444)・教務主幹等(555-5555)等々		

(例) 想定される項目や、それらに対して考えられる具体的な行動を記入しておきます。

緊急地震速報

□(時 分)

- ・ 児童・生徒・教職員に、防災頭巾・ヘルメットの着用を促す。
- ・ 校内放送が使用できれば、校内放送を行い児童・生徒を落ち着かせる。

地震発生

□(時 分)

- ・ 校内の被害状況等の収集を副校長に指示する。
- ・ テレビ、ラジオ、インターネット等で地震の情報を入手する。
- ・ ハンドマイク・メガホン等を確保・装備する。

教職員等安否確認

□(時 分)

- ・ 教職員や子どもたちの安否確認をする。
- ・ 校舎の安全確認後、児童・生徒を決められた諸室に移動させる。

情報収集・避難経路確認

□(時 分)

- ・ 第一次避難場所と避難経路の安全を確認する。
- ・ 学校周辺で延焼の恐れがある火災が発生した場合は、第二次避難場所への避難を検討する。

避難場所指示

□(時 分)

- ・ 安全であれば児童・生徒を避難させる。
- ・ 持ち出し用品等の確認を行い、状況によっては持ち出す準備を行う。

安否確認・被害状況の収集

□(時 分)

- ・ 避難後の、教職員、児童・生徒、来校者等の安否確認を行う。

災害対策本部の設置

□(時 分)

- ・ 学校災害対策本部を立上げ、各係の災害時活動を開始させる。

区災対教育施設部との連絡・調整

□(時 分)

- ・ 定期的に、状況を、区災害対策本部（災対教育施設部）に報告・連絡する。
- ・ 支援物資等、不足な場合は要請する。

保護者への引き渡し

□(時 分)

- ・ 十分に安全確認を行った後、引き渡す時期・方法を検討する。

避難所運営支援

□(時 分)

- ・ 子どもの安全管理が一段落したら、避難所運営委員会の支援を行う。

2 在校中(校外学習等を含む。)発災時の対応

<p>発災直後</p>	<p>・緊急地震速報システムが作動する。 (首都直下型地震では揺れに間に合わない場合がある。)</p>	<p>・教室・特別教室の場合は机の下に潜り、対角線に机の脚をつかむよう指示する。 ・体育館・校庭・屋上・共有部分の場合は、その場で頭を抱えてしゃかむよう指示する。 ・廊下、階段の場合はその場で頭を抱えてしゃかませる、手すりに掴まらせるなどの指示を行う。</p>	<p>・児童・生徒、教職員とも、自身の身の安全の確保を第一に行動する。 ・児童・生徒がバニックにならないように落ち着いて行動させる。</p>
<p>10分</p>	<p>・強い揺れのため、立つことも歩くこともできない。 ・蛍光灯、窓ガラスなどが落下する。 ・停電する。</p>	<p>・児童・生徒がバニックにならないように声掛けする。 ・地震が収まるまでその場での待機を指示する。</p>	
<p>10分</p>	<p>・大きな揺れが収まる。 ・ガラスの破片の飛散、転倒物、落下物がある。 ・大きな揺れの後で児童・生徒の心か動揺している。 ・火災が発生する。 ・本震が終わっても、大きな余震が次々と起こることが予想される。</p>	<p><教職員が教室にいる場合> ・勝手な行動をとらせない。 ・コンロ、ストーブ・ガス等の火を消す又はその旨指示し、火災があれば消火する。 ・防災頭巾・ヘルメット、カバン等で頭部を保護することを指示する。 ・負傷者等の有無を確認し、救出、応急手当をする。 ・ドアや窓付近の落下物等危険物を退け、脱出口を確保する。 ・コンセントを抜き、ガスの元栓等を閉める又はその旨指示する。 <教職員が教室にいない場合> ・周りにいる児童・生徒の対応後、担任教師は原則として受持ちの教室に行く。その際、廊下・階段等の被害状況を確認する。 ・校庭・屋上に教職員がいる場合は、児童・生徒を液状化していない場所に集め、速やかに整列し、その場にかかむよう指示した後に、教職員数人を除いて、受持ちの教室に行く。 ・校庭・屋上に教職員がいない場合は、担任教師以外の教職員は、校庭・屋上・トイレ等に行き、児童・生徒の安全確保を図る。 <プール活動中の場合> ・溺れている児童・生徒、負傷者の有無、避難経路等を確認する。 ・揺れがおさまった後、状況に応じて教職員が着替えを取りに行き、更衣させる。</p>	<p>・児童・生徒を落ち着かせ、勝手な行動を取らないように注意する。 ・床に散らばった落下物等で児童・生徒が負傷しないように注意する。 ・プールの水が揺れることに恐怖を感じる児童・生徒がいることに留意する。</p>
<p>30分</p>	<p>・児童・生徒が多少落ち着きを取り戻す。 ・学校内部の被害状況が徐々に明らかになってくる。</p>	<p>・勝手な行動をとらせない。 ・児童・生徒の人数を確認し、指定集合場所への避難を開始する。 ・火災が発生した場合は避難経路を確認し、煙を吸わないよう指示し避難する。 <登下校時> ・出勤・帰宅途中の場合は、所属校に参集し、知り得た情報の共有化を図る。 ・学校に来ていない児童・生徒の人数や氏名の確認を行う。 ・校内にいた児童・生徒への対応など行動内容は在校中に準ずる。</p>	<p>・ガラス等の破片が児童・生徒に付着していないか確認する。 ・被害状況等の情報を可能な限り収集し、次にすべき行動を的確に判断する。</p>
<p>2時間</p>	<p>・学校が避難所に指定されていることから、避難してきた住民と児童・生徒の避難場所が混乱が予想される。 ・指定された区職員が参集し始める。</p>	<p>・各係の災害時活動を開始する。 ・行方不明者の捜索を行う。 ・負傷者の応急手当をし、救助する人がいる場合は、消防署などへの要請を迅速に行う。 ・児童・生徒と避難者が混同しないように注意する。 ・被害の規模、児童・生徒・教職員、学校施設・設備等の被災状況を把握し、その結果を区災害対策本部(防災教育施設部)へ報告する。 ・防災拠点が開設された場合は、情報の共有化・開設の協力等の支援を行う。 <第二次避難場所への避難> ・第二次避難場所(広域避難場所)への避難経路の状況を確認する。 ・児童・生徒が衝動的な行動を取らないように注意し、集団行動をとるように指示する。 ・負傷者や障害のある児童に配慮し、必要に応じて介助をつける。 ・第二次避難場所到着後、児童・生徒の点呼を行うとともに、児童・生徒の様子に注意を払う。 <夜間・休日等> ・指定職員は、東京23区内で震度5弱以上かつ中央区内で震度4以上の地震が発生した場合(その他教職員は震度6弱以上)は、自宅・家族の安全を確保した上で、所属校へ参集する。 ・部活動等で出勤していた教職員又は非常参集した教職員は、校舎等の安全確認を行うとともに、知り得た情報の共有化を図る。 ・児童・生徒への対応など行動内容は在校中に準ずる。</p>	<p>・児童・生徒の人員確認を確実にを行う。 ・情報の錯綜やデマに惑わされないようにする。 ・発災時の来校者等についても確認を行う。 ・児童・生徒と避難者の避難場所の区分を明確にする。 ・延焼の可能性のある近隣の火災状況などにも注意を払う。 ・避難に伴う移動時には、児童・生徒の疾病やアレルギー・服用薬など、配慮すべき情報の持ち出しにも注意を払う。</p>

3日	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒を引き取りに来る保護者等が来校する。 ・電話はまもなく通 ・避難所機能が開始されるとともに、避難者の避難が始まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校舎の安全を確認後、第一次避難場所から校舎内へ児童・生徒を誘導する。 ・児童・生徒の保護者等への引渡しは、緊急連絡用（引渡し）カードを利用する。 ・学校用防災用品を確認し、児童・生徒等に配布する準備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・余震が発生する確率が高いので、引き続き地震に注意するよう児童・生徒に促す。 ・区職員や防災拠点委員と円滑な事務の引継ぎを考慮する。 ・安全を確認した上で、児童・生徒自身の役割分担等について考慮する。 ・都の帰宅困難者対策の影響で、引き取りに時間を要する保護者が出ることも前提に、保護者等の引取りが遅れている児童・生徒の心のケアに配慮する。 ・学校用防災用品の食料配付の際は、児童・生徒のアレルギーについても考慮した上で配付する。
4日	<ul style="list-style-type: none"> ・電話が通じるようになる。 ・交通機関が順次復旧し始め、児童・生徒が順次減少する。 ・ライフラインの応急復旧工事が始まる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒の心のケアを行う。 ・災対教育施設部と協議し、早期の学校再開を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校用防災用品の在庫を確認し、不足している物品については追加支援を考慮する。

3 校外活動中に発災した場合

<ul style="list-style-type: none"> ・ 強震がおさまったら、直ちに実地踏査で確認済みである、挙行届記載の最寄りの避難所に避難する。 ・ 宿泊場所で発災した場合は、地元官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。（避難する予定の場所については、保護者に配布する案内等に記載する。） ・ 教職員は、児童・生徒の安全確保ができ次第、自校に現状の報告を行うとともに、自校と連携分担任して保護者に速やかに連絡する。校長は対応状況を教育委員会に報告する。 ・ 自校地域が被災した場合には、児童・生徒に不安を抱かせないようにするなど配慮する。 ・ 交通機関の不通等が生じた場合は、帰校までの間は、地元官公署等に協力を求め、児童・生徒の安全確保を第一に行動する。 ※ 宿泊を伴う学校行事については、日常から学校のホームページに引率者からの状況報告を適宜掲載するなど、校外活動中の児童・生徒の状況をこまめに保護者に周知する体制を整えておく。
--

4 プレディ活動中及び学校開放中の対応

<ul style="list-style-type: none"> ・ プレディに参加している児童は学校で保護し、学校活動中と同様の対応をする。 ・ 学校開放で来校中の方については、地域の避難者と同様の対応をする。
--

II 発災後の対応

1 児童・生徒等の帰宅方法、帰宅が困難な児童・生徒等の保護体制

在校中に発災した場合、校長は、家庭・通学路等の安全確認ができるまでの間、児童・生徒を校内の安全な場所に一時保護し、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、帰宅させる。引渡しの際には、学校との連絡方法等を周知する。

(1) 通学路の安全確認

通学区域地区担当の教職員が迅速かつ的確に実施する。危険と思われる場所については、代替帰宅路を確保する。また、交通機関の運行状況等を区災害対策本部、ラジオ等から情報収集し、通学経路の状況を把握する。

(2) 児童・生徒の保護者等への引渡し

- ・ 区内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、保護者等への引渡しによる下校を原則とする。これ以外の方法による時は、教育委員会に協議する。
- ・ 校長は、あらかじめ定めてある保護者又は緊急連絡用（引渡し）カードの引受人に引渡す方法により児童・生徒を帰宅させる。
- ・ 引渡しは担任教師があたることを原則とする。担任教師以外が引渡人となる場合は、緊急連絡用（引渡し）カードを利用して、引受人への引渡しを行う。カード登録人以外の引受人については、信頼性が確認できるまでは引渡しをしない。
- ・ 児童・生徒を引き渡した場合は、緊急連絡用（引渡し）カードを整理して管理する。

(3) 登下校時の保護体制

- ・ 登下校時に発災した場合、教職員はあらかじめ指定してある通学路途中の避難場所等へ行き、児童・生徒を確認の上、学校に引率する。
- ・ 地域担当教職員は、担当地域の児童・生徒のうち学校に来ていない児童・生徒の確認を行う。

(4) 帰宅が困難な児童・生徒の保護体制

<p>ア 保護者への連絡等</p> <p>東京都は、事業所従業員については、地震などの災害時には一斉帰宅抑制対策として、原則として3日間程度企業等に留め置くこととしている。そのため、就業している保護者は、直ちに引き渡しに対応できない事態もありうることから、学校所在地域の震度が小さい場合（震度4以下）でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、必要に応じ児童・生徒の保護を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 保護者が企業等に留め置かれた場合を踏まえ、児童・生徒を確実に保護者等に引き渡すまで、災害発生時から3日間程度学校において児童・生徒を保護することを原則とする。 ➤ 校長は、災害時や帰宅困難者発生時における児童・生徒の校内保護の原則を保護者にあらかじめ周知する。 ➤ 電話連絡網やこども安心安全メール、学校ホームページのほか、災害時につながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル・伝言板、電子メール、ツイッター、SNS等の各種メディア・ツールを使用した、児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段をあらかじめ保護者に周知徹底しておく。
<p>イ 居住スペースと食事の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒の安全を確保するため、避難住民とスペースを分離し、混乱を避けるために動線を切り分けた専用のスペースを確保する。 ・ 児童・生徒・教職員に3日間程度の食料・飲料水を確保するとともに、毛布等学校用防災用品を提供する。食事の提供にあたっては、発災直後は缶入りソフトパンなど手間のかからないものから計画的に提供する。その際には、食物アレルギーへの配慮を確実に実施する。

〔教職員の役割〕

<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護している児童・生徒の人員の把握 ・ 保護者に現在の状況と今後の対応を説明する。 ・ 児童・生徒に、今後の対応を説明する。 ・ 児童・生徒の毛布・食糧・水等の確保・提供 ・ 教職員は、余震や地域の落ち着き具合を見て、学校で保護している児童・生徒の家庭訪問を実施する。その際、区災害対策本部、警察署、消防署等と連絡し保護者の安否確認を行う。
--

(5) 保護者を欠くこととなった児童・生徒の保護

<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が亡くなり親戚等身寄りがなくなるなど、長期間にわたり保護する場合には、児童・生徒の心のケアに努め、状況に応じて教育委員会に引き継ぐ。

2 施設・設備等の安全確認と応急対策

(1) 二次災害の防止及び教育施設の機能保持のための施設・設備等の安全確認等

- ア 火元になりやすいなどの部屋（管理諸室・理科室・家庭科室・給食調理室）を優先的に巡回する。理科室・家庭科室については、化学薬品・包丁等の保管状況を確認し、薬品等は格納し、施錠する。
- イ 脱落しかけた天井・剥離した壁・落下しかけた照明器具や防球ネット・フェンス・よう壁等は、余震により落下・倒壊する可能性があるため、人為的に落下・倒壊させる。できない場合は、「危険につき立入禁止」の掲示をする。
- ウ 破損、ヒビ割れしているガラスは、紙やダンボール等で補修する。少ない場合は、シールを貼る。
- エ 書棚、ロッカー等で横転しかかっている物品は、固定できるまでは、横に寝かせて安定させる。
- オ 感染症の発生と拡大を防止するため、清掃に努めるとともに浸水箇所や給食調理室など、必要に応じて校内不潔場所の消毒を行う。
- カ エレベーターについては、安全を確認するまでの間は、原則使用しない。
- キ 避難所スペース以外の部屋については施錠し、立入禁止の掲示をする。
- ク 学校施設・設備等の被害状況の調査については、別紙様式Ⅰ「学校施設・設備等被害状況調査報告書」及び別紙様式Ⅱ「学校備品等被害状況調査報告書」に基づき行い、調査結果を速やかに教育委員会へ報告する。

(2) 学校を避難所として利用するための応急対策

- ア 下水道管の破断等によると思われる下水道のつまり状態の場合は、当該系統のトイレ・流しでの水の使用を禁止する旨を掲示する。
- イ 破損物等で往来の妨げになっている場合は、除去し通行路を確保する。特に公道と校舎入口の間については、救急車輛の通行が可能な状態にしておく。
- ウ 避難者に対して開放箇所・トイレ・ゴミ捨て場等の場所表示をし、混乱しないようにする。
- エ 各種の作業や活動を行う際、教職員のみでは対応が困難な場合は、防災拠点運営委員会や活動能力のある避難者に、目的や具体的な作業の内容などを明らかにしながら協力を求める。

第3章 防災拠点としての対応への協力

I 避難所としての対応

校長は、災害時において、あらかじめ定めた学校防災計画に基づき避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理は、防災拠点運営委員会の自主的な避難所運営を尊重しながら、区災害対策本部が行うが、発災初期の段階においては、児童・生徒の安全を確保した上で、教職員も積極的に協力する。

円滑な開設・運営が可能となるよう、夜間・休日等の緊急時における防災拠点運営委員会代表者との連絡体制を確保するため、代表者の携帯電話の番号とメールアドレスを事前に学校へ登録するよう依頼する。また、校長、副校長が学校に到着するまでの間は、その他の指定職員の中からあらかじめ定めたものが、拠点運営委員会等との連絡・調整を行うこととする。

1 避難所の開設

発災直後は、二次災害を防止するため、教職員、区職員又は防災拠点運営委員会が体育館、校舎等の安全を確認するまでの間、避難してきた住民を校庭で待機させる方針とする。

校舎等の安全を確認後は、防災拠点運営委員会と協議に則って避難スペース及び避難所としての使用順位を定めた学校施設利用計画に基づき、避難所となるスペースへ避難者を誘導する。

危険箇所や校長室等の学校施設利用計画に定めた立入禁止区域についての表示を行う。

2 高齢者等への配慮

災害時要援護者への対応については、あらかじめ防災拠点運営委員会が環境等の比較的良好な場所（トイレの近いスペース、畳のあるスペース、プライバシーが確保されるスペースなど）に割り当てたり、備蓄物資の優先的な配給に配慮することとなっている。また、要介護度、障害の程度により、福祉避難所に移送する必要がある場合には、区災害対策本部に受入れ可能の確認をとった上で移送させることとなっており、教職員においても区及び防災拠点運営委員会が行う円滑な避難所運営に協力する。

3 初期ライフラインの確保

(1) 飲料水・生活水の確保

上水道から水が供給されていない場合は、受水槽、高架水槽、プールの水（ろ過器使用）を飲料水に活用する。

校内の水道管の漏水を確認し、漏水がある場合は、揚水機の電源を切り、高架水槽に揚水しないよう措置する。

なお、漏水していない場合で、地震により水の供給が停止しているときは、高架水槽の水は飲料水として確保する必要があるため、学校トイレの水道栓を閉める。そのため、学校は日頃から各電源スイッチや水道栓の位置、作業手順等を把握しておく。

また、防災拠点または拠点近隣の公園に生活用水として防災用井戸を設置しているので、その活用を図る。

(2) 電気・照明器具の確保

発災により停電しているときは、情報連絡手段や照明用電源として防災拠点内に備蓄してあるポータブル発電機を活用する。

(3) 燃料等の確保

発災当初の応急的な燃料として、防災拠点資器材庫内にガソリン缶、灯油缶、木炭、カセットボンベを備蓄している。これらは自家発電機（ガソリン缶）、炊飯器（組立式煮炊きレンジ）（灯油缶）、かまどセット（木炭）、カセットコンロ（カセットボンベ）に利用する。なお、避難所スペースでの火気の使用は認めない。

(4) 応急トイレの設置

下水道やトイレ配管に破損がなく水洗トイレが使用可能な場合で、水道が断水しているときは、プールや防災用井戸の水を利用して使用する。

水洗トイレが使用できない場合は、学校内の防災拠点資器材庫に備蓄してある簡易組立トイレとトイレ用ポリ袋を学校トイレブースに配備し使用する。なお、災害用マンホールトイレ設置校では、耐震化した排水管に直結したマンホールの上に学校内の防災拠点資器材庫に備蓄してある仮設トイレを直接設置する。これらの作業は、区災害対策本部と学校、防災拠点運営委員会が協力して行う。

また、区災害対策本部へ応急組立トイレの配備を要請し、区内の防災倉庫から搬送させて、校庭の隅、植え込みや校舎裏などの土の部分を素掘りし、応急組立トイレを設置する。

4 備蓄物資、救援物資等の配給への協力

学校は、区災害対策本部及び防災拠点運営委員会が行う次の活動に協力をする。

(1) 備蓄物資の配給

避難所専用物資については、あらかじめ区と防災拠点運営委員会との協議に基づき定めた配給方法に従い避難者に対して配給する。備蓄物資が不足する場合は、区災害対策本部に連絡をとり配給を受けるよう手配する。

(2) 救援物資の受入、管理、配給

救援物資の受入れについては、区災害対策本部と連絡し、搬入予定時間や物流基地を確認しておく。避難所では、受入れ手順等（受入れスペース、分類・管理・配給方法など）を定めておく。また、受入れ時は避難者の多くに協力を求め共助に基づく作業とする。

5 避難者収容者名簿の作成への協力

避難所となった学校においては、避難者の人数等の把握や避難者の安否確認のための問い合わせに対応する

ため、避難者収容者名簿を作成・整理に協力する。

6 その他の協力

(1) 副拠点開設時

副拠点（地域防災計画 本編 182 ページ参照）は、学校の避難所への避難者が多く避難所の収容能力を超えた場合などに、防災拠点としての機能は原則避難所のみとし、主に宿泊に限定して開設される。

避難所の収容能力を超え、副拠点が開設された場合には、学校は防災拠点運営委員会と副拠点への避難者の誘導に協力する。

(2) 福祉避難所開設時

区は、災害時要援護者のうち、通常の避難所において生活することが困難な方を対象に福祉避難所を設置する。また、特別養護老人ホーム等入所施設においては、身体状況等により福祉避難所での受入れが困難な方に対する緊急入所もあわせて行う。

なお、福祉避難所は、予定施設の安全を確認後、受入体制が整い次第開設される。その時点で、学校は区災害対策本部、防災拠点運営委員会と連携し避難所に避難している災害時要援護者で福祉避難所での生活が適当と認められるものの把握に協力する。

7 学校再開に向けた避難所の閉鎖

区災害対策本部は、学校の早期再開のため、お概ね7日程度を目途に避難者数に応じた避難者の移送施設等について検討することとしている。

- ① 避難者が多いとき → 総合スポーツセンター等の区の大規模施設への移送
 - ② 避難者が少ないとき → 区民館等施設への移送、公営住宅や空き室等利用可能な既存住宅のあっせん等
- なお、避難所の閉鎖については区災害対策本部の指示に従う。

8 児童・生徒在校時の発災後の避難所対応（児童・生徒及び一般避難者に対する対応）

行動時期	校長・教職員の主な対応・行動 (区災害対策本部を含む)	避難所運営の動き	児童・生徒、避難者等の動き
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ○学校災害対策本部のうち他の係への応援要員（避難所支授担当要員）の確保 ○避難所運営班の編成 ・区職員が避難所に派遣されるまでの間は、教職員が主体的に運営する。 ・あらかじめ定めた校庭避難スペースを区割りする。 〔学校災害対策本部〕 ・本部は、地震の状況、火災等の情報を収集し、区災害対策本部へ報告する。また、状況により児童・生徒の広域避難場所への避難を指示する。 ・校舎・体育館などの安全確認を行い、危険箇所等について立入禁止の表示をする。 ・校舎等の全てが危険で利用できない場合は、校舎等を立入禁止とするとともに、区災害対策本部に連絡し指示を受ける。 ・校長は、保護者等に帰宅困難な児童・生徒の保護スペースの所在を知らせるための表示をする。 ・出火の場合は、避難者の応援を得て初期消火にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> 〔総務・情報担当〕 ○防災拠点運営委員会代表等と協議して防災拠点の開設を行う。 〔避難所担当〕 防災拠点運営委員会担当者と協力しながら ○校門を開放する。 ○校舎の安全を確認できるまで、校舎、体育館には立ち入らないように注意し、校庭で待機させる。 ○災害時の学校施設利用計画と校舎の被災状況に基づき避難所として使用する場所を定める。 ○避難所とするスペースの破損ガラス、器具の散乱等を整理、清掃し、使用可能な状態にする。 ○負傷者、高齢者等を掌握する。 ○地域住民を指定の避難スペースに誘導する。 〔救護・衛生担当〕 ○救護スペースの確保 ○救急医薬品の確保 ・保健室、防災拠点倉庫内にある救急医療箱を活用する ○重症患者等は応急手当後、災害拠点病院（聖路加国際病院）、災害拠点連携病院等の後方医療施設へ搬送する。 ○軽傷者へ応急手当 ○負傷者名、負傷者等が訴えている症状のメモを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒が校庭等に避難する。 ○児童・生徒等が第一次避難場所（指定集合場所）へ避難 ○携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、ツイッター、災害伝言ダイヤル・伝言板、SNSなど多様な手段を適時活用して、保護者に安否情報を伝える。 ○防災拠点運営委員会が防災拠点活動マニュアル等に定められた業務を行う。 ○地域住民が学校へ避難し始める。 ○可能な範囲で、児童・生徒も避難所への誘導等、避難所の運営の補助にあたる。 ○可能な範囲で、児童・生徒も高齢者や負傷者の介助の補助にあたる。

<p>避難所開設</p>	<p>○防災拠点運営委員会の各担当者と協力しながら開設を行う。 ○担任教師等は、帰宅困難な児童・生徒を校内避難スペースに誘導（避難者の誘導と混乱しないよう児童・生徒を先に誘導）する。 ○区職員（災害対策本部防災対策施設係職員）が避難所に到着する。 ○教職員は、避難所の管理運営を、防災拠点運営委員会の自主的な運営を尊重し、区職員と連携・協力しながら行う。</p>	<p>〔総務・情報担当〕 ○区災害対策本部へ避難所開設を連絡する。 ○避難者に避難者収容者名簿用紙を配付、回収し、整理する。 ○避難所に入ってくる情報を避難者へ提供する。 〔避難所担当〕 ○避難所を開設する。 ・要介護者等への避難所スペースを確保し、避難者を体育館等に誘導する。 ○学校施設利用計画に基づき避難所スペースを順次開放する。 〔救護・衛生担当〕 ○保健室等に救護所を設置 ○負傷者名、負傷者等が訴えている症状のメモを作成する。 ○トイレ、ゴミ集積場所を設置する。 ○避難所内の基本的ルールを掲示する。 〔給食・物資担当〕 ○備蓄物資の配給 ○飲料水の配給</p>	<p>○通学路等の安全を確認し確実に保護者等への引き渡しができる場合は、児童を保護者へ引き渡す。 ・緊急災害用個人カード(安全確認カード)を使用する。 ○避難者は避難者収容者名簿に記入する。</p>
<p>発災2日目からの対応</p>	<p>○生徒の状況により、活動可能なボランティアを募る。 ○校内で保護している児童・生徒の心理的不安に対し、指導を図る(心のケア)。 ・被災児童・生徒の心身の健康への対応を行い、担任教師等と連携した健康観察と相談活動を実施する。 ○応急教育の見直しを検討し、教育計画の作成に着手する。 なお、計画作成にあたっては、教育委員会、防災拠点運営委員会との意見交換を充分に行う。</p>	<p>〔総務・情報担当〕 ○災害状況を把握する。 ○区災害対策本部へ避難所の状況等を報告する。 ○避難者への情報提供 ○外部からの避難者の安否確認等への対応 ○区災害対策本部へ連絡し高齢者等を必要に応じ福祉避難所への移送手続をとる。 〔避難所担当〕 ○防災拠点運営委員会の自主的な運営を支援する。 〔給食・物資担当〕 ○飲料水の配給 ○避難所専用物資の配給 ○救援物資の受入れスペースを確保し、物資を受入・整理・分類・管理・配給する。 〔救護・衛生担当〕 ○避難所に医療救護所が設置された場合、協力する。 ○トイレ、ゴミ集積所の衛生管理を支援する。 ○避難者へのメンタルヘルスケア活動を支援する。</p>	<p>○生徒が避難所運営に関するボランティア活動に従事する。 ○防災拠点運営委員会の自主的な運営が開始される。</p>
<p>発災3日目からの対応</p>	<p>○発災後早期に区職員（災害対策本部防災対策施設係）、防災拠点運営委員会、ボランティアによる運営に移行させていく。 ○教育再開に向け、教育計画に基づき教育委員会と連携を取りながら、環境整備などの準備を開始する。</p>	<p>〔総務・情報担当〕 ○防災拠点運営委員会による配給、清掃、環境衛生活動等の自主的な避難所業務を支援する。 〔避難所担当〕〔区職員〕 ○避難所運営の総括 ○ボランティアの受入れ ○ボランティア代表者の選出、避難所業務の作業内容・分担等の指示、支援</p>	<p>○児童・生徒、保護者に応急教育の開始時期、内容・方法等を周知する。 ○ボランティアの人々が応援に来所し、避難所業務に従事 ○生徒による避難所ボランティア活動</p>
<p>発災7日目以降</p>	<p>○区職員（災害対策本部防災対策施設係）、防災拠点運営委員会、ボランティアによる運営への移行を完了させる。 ○学校再開に向けたスケジュールを公表する。</p>		

9 夜間・休日等時の発災後の避難所対応（児童・生徒が学校にいない場合）

行動時期	校長・教職員の対応・行動 (区災害対策本部を含む)	避難所運営の動き (児童・生徒、避難者等の動き)
発災直後	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所非常配備済教職員は次の場合、自宅及び家族の安全を確認の上、自動的にあらかじめ指定された場所に参集する。 ・中央区内で震度5弱以上の地震が発生したとき。 ・東京23区内に震度5強以上の地震が発生したとき。 ・東海地震注意情報発表されたとき。 ○震度6弱以上の地震の場合、教職員は自宅及び家族の安全を確認の上、自動的に参集する。 ○学級担任は、あらかじめ決められた方法により、児童・生徒の安全確認をする。 ○避難所支援班を編成する。 ・運営の初期においては教職員、区職員がリーダーシップを発揮し、防災拠点運営委員会代表と連携しながら運営する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災拠点運営委員会代表、非常参集した教職員、又は区職員は、校門を開ける。 ○校舎の安全が確認できるまで、避難者を校舎、体育館口は立ち入らないように注意し、校庭で待機させる。 ○地震の状況、火災等の情報を収集し、区災害対策本部へ報告する。また、状況により広域避難場所への避難に備える。 ○避難者の中からボランティアを募る。 ○出火には、防災拠点運営委員会と協力し、避難者の応援を得て初期消火にあたる。 ○応急措置用の医薬品等を確保する。 ・保健室、防災拠点倉庫内にある救急医療箱を活用する。

避難所開設後は、「8 児童・生徒在校時の発災後の避難所対応（児童・生徒及び一般避難者に対する対応）」に準じる。

10 教職員が出勤途上又は帰宅途中に発災した場合の対応

(1) 教職員が出勤途中に発災した場合

ア 出勤途上の教職員は、所属校に向かう。
 イ 出勤後の対応は、自校に出勤し、「8 児童・生徒在校時の発災後の避難所対応（児童・生徒及び一般避難者に対する対応）」に準ずる。

(2) 教職員が帰宅途中に発災した場合

ア 帰宅途中の教職員は、自宅及び家族の安全を確認の上、所属校に戻るよう努める。
 イ 戻った後の対応は、「9 夜間・休日等時の発災の対応（児童・生徒が学校にいない場合）」に準ずる。

II 医療救護所としての対応

学校は、事前に救護所の設置予定場所を、区防災課・防災拠点運営委員会と協議し保健室を核として決めておくとともに、AEDの設置場所・使用方法や学校内の防災拠点資機材庫に備蓄してある医療救急箱、担架等の救護用資機材を確認する。

発災後は区の要請により医師会等で編成した医療救護班及び災対保健所部で編成した救護活動班が防災拠点となる全小・中学校に救護所を設置し、負傷者に必要な処置を行うこととなっている。

なお、重傷病者等は、災害拠点病院（聖路加国際病院）又は災害拠点連携病院等の後方医療施設に搬送することとなっている。

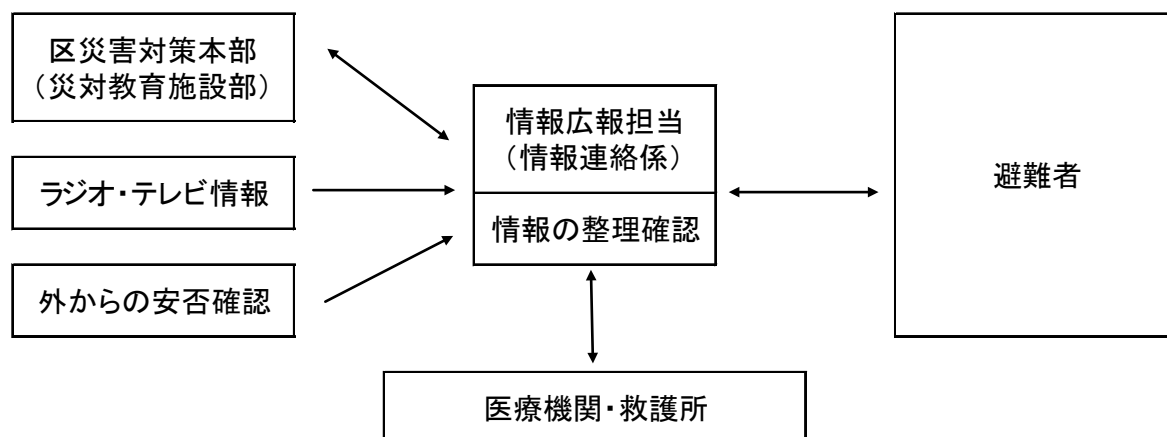
III 地域活動拠点としての対応

防災拠点資機材庫内にエアージャッキセット、スコップ、バール、つるはし、大ハンマー、のこぎり等の救出救助資機材が保管されている。必要に応じ持ち出すが、用意されている「持ち出し資機材書き込み用紙」（防災拠点活動マニュアル様式3）に記載の上、応急対策活動に活用する。

IV 情報拠点としての対応

避難所となった学校では、正確な情報を収集することが必要である。そのため、情報の収集源・伝達ルート、情報収集手段、責任者を明確にし、事前に確認しておく。

また、防災拠点運営委員会は、避難者収容者名簿を作成・整理し、問い合わせに対応する。それへの協力が可能となるよう防災行政無線を教職員全員が使用できるように学校内講習等を行う。



1 情報収集

情報は、災害対策本部とラジオ、防災区民組織、保護者などの情報源から直接収集する。

なお、区災害対策本部(災対教育施設部)に報告又は連絡をとる方法としては、電話が不通のときには、防災行政無線の活用や教職員が徒歩・自転車などで行う。

情報内容	情報手段
<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報（余震情報、火災情報、津波情報） ・被災・被害状況（児童・生徒、保護者、住民、学校周辺、交通機関の状況） ・救済物資の配給計画（避難所への到着予定等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線、電話、携帯電話、ラジオ・テレビ ・電話、ラジオ・テレビ、職員が徒歩・自転車を使って。 ・電話、ファックス ・区のホームページ・ツイッター

2 情報伝達

発災初期において、被災者は自分の置かれている状況、家族の安否、被災状況等を知るために情報を欲しており、情報連絡係は避難所で知り得た情報や収集した情報をできるだけ早めに伝達する。あわせて、その他の学校が把握した災害情報（交通機関の運行状況、道路の通行止め、避難所の開設状況、水・食料の配給情報等）を提供し、災害対策本部が行う避難者、地域住民等への周知に協力する。

発災初期の情報伝達方法としては、校内の放送施設を活用するが、故障等で利用できない場合は、防災拠点資機材庫に備蓄してあるメガホンや学校所持の掲示板や伝言板、ハンドマイクを利用させる。

第4章 教育活動の再開に向けて

教職員は、校長の指揮監督の下、教育活動を早期に再開するため、児童・生徒の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認をするとともに、児童・生徒の心のケアに十分配慮する。

I 安否情報、被害状況の収集と把握

1 児童・生徒の安否確認等

震災時には電話回線が輻輳し通信手段として十分機能しない。また、安否確認に電話を使用すると、災害対策本部等の関係機関との連絡に支障を来す。

そのため、学校は通信手段の複線化を図り、電話以外の通信方法も活用し児童・生徒、保護者の安否状況を把握する方法を構築するとともに、あらかじめ保護者に周知しておく。

これらの方法により安否確認ができない場合には、緊急災害用個人カード等の連絡先に直接家庭訪問し安否確認する。安否確認にあたっては、あわせて学校の状況等についても保護者に伝える。

さらに、本人や友人等の安否を記入できるノートを学校に備え、記入させる方法や区の掲示板に学校と連絡をとるよう掲示するなどして、安否情報の収集に努める。

校長は、児童・生徒の被災状況を、別紙様式Ⅲ「安否確認・被災状況調査報告書」により教育委員会へ報告する。

2 教科書、文房具等の被害状況の把握

児童・生徒の安否確認と同時に教科書、文房具等の紛失・焼失状況を把握し、教育委員会に報告する。

II 学校教育施設の安全確認

校舎の補修や改修を要する箇所を点検するとともに、被害の程度が大きいようであれば危険度判定を要請する。合わせて、学校周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、災害対策本部に連絡する。

III 授業再開の準備

1 校舎等の安全確認・整備

校舎の補修や改修を要する箇所を点検するとともに、被害の程度が大きいようであれば危険度判定を要請する。あわせて、学校周辺の被害状況や復旧状況等の把握を速やかに行い、教育委員会に連絡する。

授業再開にあたっては必要な教室、スペースなどの安全確認、整備を行って確保する。

被災状況をみて、教育委員会は仮設校舎の建設や代替施設の利用の可能性、校舎の補修・改修・再建計画等を判断する。仮設校舎の建設場所は、建設校の敷地内が原則であるが、やむを得ない場合には、他の場所での建設について検討する。

2 児童・生徒の通学路の安全確認等

授業再開にあたっては、児童・生徒が安全に通学できる通学路の安全確認を行う。安全確認は、通学区域地区担当の教職員が行う。

3 授業再開時期の決定

教育委員会は、各学校と協議の上、授業再開時期の目途を定める。これに基づき、校長は学校の実情に応じて

再開時期を決定する。協議の際には、学校施設の応急復旧の状況、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保対策、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な児童・生徒数、避難住民の意識等を考慮する。

4 授業再開の保護者への周知

授業再開にあたって、学校は保護者に対し、授業再開の時期について安否確認と同様の方法により周知、徹底する。あわせて、電話連絡網、掲示、ビラ、防災行政無線、こども安心安全メールなどを活用する。

IV 応急教育計画の見直し、策定

校長は、学校教育が正常に実施されるまでの間、学校施設・設備の被災状況、児童・生徒及び教職員の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して、休校、二部授業、他校の利用等、大震災に備えて作成した応急教育計画を見直しに努める。

作成（見直し）にあたっては、教育委員会や避難所運営を担っている防災拠点運営委員会と十分協議するとともに、速やかに保護者及び児童・生徒へ周知する。

教育活動の再開に際しては、健康・安全教育、生活指導に重点を置く。また、心のケア対策にも十分留意する。

1 計画書の具体的な検討項目

- (1) 登校可能な児童・生徒の数
- (2) 指導可能な教員数
- (3) 使用可能な教室等の数

授業場所の確保方法として、校庭等での青空教室（テント等）や、学校以外の学習場所での再開も考える。

- (4) 授業の形態・……二部授業、複式授業等

（例）

- ・ 必要な教室数が確保できない場合
- ・ 児童・生徒の数が少ない場合
- ・ 必要な教員数が確保できない場合

- (5) 授業内容

- ・ 当面の指導内容の検討
- ・ 今後の見通し

- (6) 授業の場所
- (7) 授業の再開日時
- (8) 保護者への連絡方法

2 新計画書の提出・教育活動の再開

あらかじめ定められた様式〔別記様式IV 学校（園）再開計画書〕に従って作成し、教育委員会に提出する。教育委員会の決定をもって学校の教育活動を再開する。

〔応急教育計画作成にあたっての主な留意点〕

- 平常時と同様の教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持推進を図る。
- 登校する児童・生徒の人数に応じた応急教育を実施する。
- 地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育とする。

V 心のケアの充実

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の例をみても、発災後に地震への恐怖、家族等の死傷に伴う悲しみ、将来に対する不安などから、多くの児童・生徒にストレス症状が現れている。こうした反応は、ほとんどの場合時間の経過とともに薄れていくが、このような症状が長期化した場合ASD（急性ストレス障害）、PTSD（外傷後ストレス障害）へと発展する危険性があり、応急教育や学校教育の再開にあたっては児童・生徒の健康観察を徹底するとともに、学校全体で情報の共有化を図り、問題の早期発見と対応にあたることが重要である。

1 児童・生徒の心身の健康状態の把握

震災等を経験した児童・生徒は、2～3カ月を掛けてASDからPTSDに移行する場合もあるので、被災後の健康観察は長期にわたって実施する必要がある。その際、心の健康状態だけではなく、吐き気や嘔吐、拒食など体の健康状態の変化にも注意が必要である。学校閉鎖中は、家庭訪問や避難所訪問を実施し、児童・生徒の健康状態の把握に努める。また、必要に応じ保護者や児童・生徒本人への聞き取り、質問票等による調査を行い、児童・生徒の健康状態を把握する。

2 支援体制の確立

児童・生徒の心のケアを実施するにあたっては、校長を中心に担任教師、養護教諭、スクールカウンセラー、教育相談員（教育センター）、学校医等が情報を共有化するとともに、組織的な対応を進めていくことが大切である。

そのため、平常時から養護教諭を中心に校内で心のケアの研修会を開催したり、役割分担について話し合うなど組織的な支援体制づくりに努める。

また、PTSD等の予防、早期発見には保護者との連携が不可欠であるため、心のケアに関する学校便り等啓発資料の家庭配布についても検討する。

VI 転出入に伴う学籍変更等

避難先が遠距離の場合は、原則として転退学の手続をとる（学校に通学可能な範囲の避難所に避難している児童・生徒については、原則として元の学校に籍を置く）。

なお、学校はこのことについて保護者に事前に十分周知するとともに、転出入に伴う手続について、避難所等に掲示するなどして保護者に周知徹底する。

Ⅶ 入学相談に関する対応

小学校、中学校の就学・入学を控えている児童・生徒の保護者にとって、震災後の混乱した状態の中での就学・入学は大きな不安となる。学校は、就学・入学相談を十分に行なえる相談コーナーを設置し、保護者や児童・生徒の不安解消に努める。

Ⅷ 学校納付金等の免除等

区は、被災した児童・生徒に対する学校納付金等の減額・免除について必要な計画を立て、教育委員会では、これに基づき減額・免除を行う。

第Ⅱ部 自然災害（風水害・津波編）

風水害等への対応は、震災と同じ自然災害として基本的には震災に準じていく。

なお、近年の特徴として、全国的には集中豪雨に伴う河川氾濫の浸水被害が、また東京など都市部においては、短時間に50mmを越えるような猛烈な雨量を記録するゲリラ豪雨による内水氾濫などの都市型水害の拡大がみられる。このため、学校は日々頃から気象情報に細心の注意を払う必要がある。

なお、区環境土木部長が必要と認めたととき、災害対策本部にまで至らない気象状況のときは、水防法に基づく水防本部を設置し、東京都の水防本部や防災関係機関と連携して水防業務にあたるとしている。

I 風水害対策

本区では、時間雨量50mm程度（一部75mm）の降雨に対処できるよう中小河川及び下水道施設の整備を終えており、区内を流れる河川の氾濫による水害のおそれはないとされているが、ゲリラ豪雨等による建物の地階や低地等への浸水に対する警戒は欠かせない。

1 水防活動用注意報、警報

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報、警報は、次のとおりである。

<大雨予報などの発表基準(平成24年4月1日現在)>

種類		区域	発表基準
注 意 報	大雨	東京	雨量基準 1時間雨量30mm
	洪水	23区西部	雨量基準 1時間雨量30mm
	高潮		潮位 2m
警 報	大雨	東京	雨量基準 1時間雨量70mm
	洪水	23区西部	雨量基準 1時間雨量70mm
	高潮		潮位 4m

※ 特別警報(平成25年8月30日から運用)

特別警報は、「東日本大震災」や「伊勢湾台風」のような、数十年に一度しかないような規模の災害が予想される場合に気象庁から発表される。

特別警報が出た地域は非常に危険な状況にあるため、屋外の状況や、避難指示・勧告等に従い、直ちに命を守るための行動をとる。

<特別警報が発表された場合>

- ・ 尋常でない大雨や津波等が予想されている。
- ・ 重大な災害が起こる可能性が非常に高まっている。
- ・ 直ちに身を守るために最善を尽くす。

2 洪水予報

流域面積が大きい河川等で、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれのある河川について、国土交通大臣が洪水予報対象河川に指定し、気象庁と共同で洪水予報を発表している。本区に關係する洪水予報は、荒川洪水予報がある。

3 浸水想定区域

浸水想定区域とは、洪水などにより河川の堤防が決壊した場合に浸水が予想される区域のことである。また、浸水想定区域図とは、想定される浸水区域及び浸水の程度（浸水深）を示したものであり、本区における浸水想定区域は、国土交通省荒川下流河川事務所が作成した「荒川水系荒川浸水想定区域図」とおりである。

区では、浸水想定区域を広く周知するため、平成16年9月に3河川流域の浸水予想区域図を基に「中央区洪水ハザードマップ（隅田川・神田川・日本橋川版）」を作成・公表している。また、平成26年3月に「荒川水系荒川流域浸水想定区域図」を基にした「中央区洪水ハザードマップ（荒川版）」を作成し、公表しているが、本区では、京橋、日本橋地域が荒川流域浸水想定区域に指定されている。

4 園児の避難確保計画

「水防法」（平成25（2013）年7月改正）では、浸水想定区域内にある地域防災計画で定める「要配慮者利用施設（※）」について、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、計画の定めるところにより訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めなければならないこととしている。

「要配慮者利用施設」には区立幼稚園が位置づけられており、各園において避難確保計画を作成するとともに、定期的な避難訓練の実施等により洪水時の円滑かつ迅速な避難により園児の安全確保を図ることとする。

※ 要配慮者利用施設
主として高齢者、障害のある方、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。（水防法第15条）

5 荒天の場合の対応

台風の接近や大雪など荒天の場合の児童・生徒の登校などについては、次のような対応を基本に、教育委員会と協議の上、地域の実情に応じて学校が適切に判断する。

なお、年度始めに保護者に学校の基本的な対応を周知しておくことも必要である。

(1) 東京23区に気象警報（波浪警報を除く）が発令されている時

ア 登校前

- ① 気象警報が発令された時点で発令されている場合は、天候が回復するまで家庭で待機させる。
- ② 天候が回復した段階で、保護者の判断により通学の安全性に留意して登校させる。その際は絶対に無理をしないよう保護者に周知する。
- ③ 気象警報が解除されても、交通機関に乱れが生じている場合があるので、交通情報等には十分に注意し安全な登校に配慮するよう保護者に周知する。

イ 在校中

- ① 気象警報が発令されている場合は、天候が回復し児童・生徒が安全に下校できるようになるまで学校で保護する。なお、天候が回復するまで学校で待機することにより下校時間が遅れることを学校のホームページや連絡網等により保護者に連絡する。
- ② 気象警報の解除が見込めない場合は、保護者に引き取りに来てもらう。その場合についても、学校のホームページや連絡網等により連絡する。
- ③ 特別警報が発令されている場合は、保護者への引渡しは行いが、状況によっては学校内で保護者と一緒に保護する。

(2) 東京23区に気象注意報が発令されている場合

ア 登校前

- ① 登校時間において気象注意報が発令されている場合は、原則として、通常と同様の登校時間とする。
- ② 荒天のため児童・生徒の登校の安全が確保できないと保護者が判断し登校を見合わせる場合は、その旨を学校に連絡するよう保護者に周知する。
- ③ 交通機関が運行を見合わせたり間引き運転等をする可能性もあるので、登校前に天候や交通情報を十分に確認し、無理をせず安全に登校できるよう留意するよう保護者に周知する。
- ④ 通常の登校時間に遅れるような場合には、学校まで連絡するよう周知する。

イ 在校中

- ① 在校中に気象注意報が発令された場合は、気象情報を確認した上で通常と同様の下校とする。荒天になった場合は、天候が回復し児童・生徒が安全に下校できるようになるまで学校で保護する。なお、天候が回復するまで学校で待機することにより下校時間が遅れる場合は、学校のホームページや連絡網等により保護者に連絡するとともに、保護者等に引き取りに来てもらう。
- ② 台風や大雪などの荒天により警報が発令されることが予想される場合や、交通機関が止まることが予想される場合は、予定よりも早めに下校させる。なお、その場合には連絡網等により下校時間の目安を保護者に連絡する。また、学校のホームページにも情報を掲載する。
- ③ 荒天の影響で安全に児童・生徒を下校させることが難しい場合には、保護者等に引き取りに来てもらう。その場合についても、学校のホームページや連絡網等により連絡する。

II 津波対策

平成24(2012)年4月に発表された東京都の被害想定では、今後30年で発生確率が70%とされている東京湾北部地震で1.88mで浸水被害なし、発生が2,300年程度の周期で繰り返され、今後30年以内の発生確率が0%とされている元禄型関東地震で2.51mの津波が本区に到達すると想定している。

なお、本区は既に外郭堤防や陸上防潮堤などが整備されているが、元禄型地震の被害により、水門を閉鎖できなかった場合には、区内の一部(月島地域の一部)において1m程度の浸水が想定されており、対象地域の学校においては、速やかな避難が行える態勢を構築しておく必要がある。

1 津波に関する情報の種類と発表基準

津波に関する情報の種類、想定される被害と取るべき行動及び発表される津波の高さは、次表のとおりである。

種類	想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	5m 10m 10m超	巨大
津波警報	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m	高い
津波注意報	海の中では人は早い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m	(表記しない)

注1) 津波による災害のおそれがない場合には「津波の心配がない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について地震情報に含めて発表する。

注2) 津波による災害のおそれなくなると認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。

注3) 「津波の高さ」とは津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

注4) 大津波警報は、平成25年8月30日から「特別警報」に位置づけで運用

2 津波発生時の避難計画

ア 児童・生徒の避難計画
 児童・生徒が在校中に地震が発生し津波警報が発令された場合には、速やかに校舎内の安全確認を行うとともに、津波警報が解除されるまでの間学校内の2階以上に避難する。避難後の対応については、発災後の対応と同様。

イ 住民等の避難
 中央区地域防災計画においては、津波による浸水が想定される佃、月島、勝どきに豊海町を加えた地域を「避難対象地域」とし、夜間でも開放可能な佃島小学校、月島第一小学校、月島第二小学校、豊海小学校及び月島特別出張所を避難先に指定している。
 そのため、これらの学校においては、防災拠点運営委員会、区等と十分な事前協議を行い、児童・生徒と避難してきた住民等との避難場所の区分け、受け入れ態勢等をあらかじめ計画に組み込んでおく。
 ※ 津波避難指示文例
 次のとおり避難指示を行う。
 「こちらは防災中央です。津波警報が出ました。佃、月島、勝どき、豊海の皆さんで、鉄筋コンクリート造建物に滞在している方は2階以上の上階へ、鉄筋コンクリート造建物以外に滞在している方は最寄りの小学校等区施設の2階以上へ、直ちに避難してください。」

3 避難誘導態勢

機 関 名	対 策
区	地震発生後、J-ALERT、津波警報が放送されたときや津波警報の伝達があったとき、区長は、直ちに住民等に対して避難指示を発令するものとする。なお、高齢者、障害のある方等の災害時要援護者を適切に避難させるための体制を整備することとする。
警 察 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震発生から津波の来襲までには時間的余裕のない場合が多いため、避難の指示及び避難誘導は迅速・的確に行う。 2 津波警報の発表を待つことなく、あらかじめ定められた警戒場所に要員を配置する。 3 津波避難場所に選定された高台、中高層ビル等への自主的避難を行わせる。 4 避難誘導にあたっては、防災行政無線（同報系）、パトロールカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止にあたる。
消 防 署	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防署長は、津波が発生したとき又は発生することが予想された場合で、人命危険が著しく切迫していると認めるときは、住民に避難勧告、指示を行う。この場合、消防署長は直ちにその旨を区長及び関係防災機関に通知する。 2 避難勧告、指示が出された場合には、関係消防署長は、津波の規模、来襲の状況及び消防隊の運用状況を勘案し、最も安全と思われる避難方法（避難先、経路など）に関する情報を区・関係機関に通報するとともに住民に広報し周知徹底を図る。 3 避難が開始された場合は、ヘリコプターの活用、消防団員の協力により避難誘導にあたる。
東京港建設事務所	「東京港海岸保全施設操作規定」「東京港海岸保全施設管理細則」の定めるところにより、水門の操作を行う。

4 津波防災意識の啓発

「地震イコール津波・即避難」を共通認識として定着させるように、児童・生徒、教職員の津波防災意識の啓発を図る。

第Ⅲ部 事故・事件

第1章 防犯編（不審者侵入時の学校内の安全確保等）

I 児童・生徒の学校内の安全確保（防犯）に関する危機管理の基本方針

学校は、児童・生徒が安心して学び、教職員が安心して教育活動を行う安全な場所でなければならない。しかし、時として学校の安全を脅かす事故・事件が発生する。そのようなときに備えて、適切かつ確実な危機管理体制を確立する必要がある。

学校内の安全確保に関する危機管理の目的は、以下の4点である。

- (1) 児童・生徒や教職員の命を守ること。
- (2) 危険を察知し、事故・事件の発生を未然に防ぐこと。
- (3) 万一、事故・事件が発生したときは、適切かつ迅速に対応し、被害を最小限に抑えること。
- (4) 事故・事件の再発防止と教育の再開に向けた対策を講じること。

II 学校独自の校内の安全確保（防犯）に関する危機管理マニュアルの作成

学校・幼稚園における危機管理の具体的な方法及び教職員の役割等を明らかにし、安全管理体制を確立するためには、学校・幼稚園独自の安全に関する危機管理マニュアルが不可欠である。作成にあたっては、下記のような点に留意して内容を検討する。

1 マニュアル作成の観点と内容例

- (1) 危機対応にあたっての基本的な考え方や重点に関すること。
- (2) 安全教育及び研修の実施に関すること。
- (3) 緊急事態発生時の緊急対応組織や各系の役割に関すること。
- (4) 不審者侵入時の具体的な対応の仕方に関すること。
- (5) 施設・設備等の使用等に関すること。
- (6) 的確な情報の収集や提供等に関すること。
- (7) 家庭・地域の関係機関・団体等との連携に関すること。
- (8) 心のケアに関すること。
- (9) 教育活動再開に関すること。
- (10) その他必要な事項に関すること。

その際、より活用できるものにするため、図を活用することや、下記のような内容を盛り込むことも考えられる。

- (1) 対応の手順一覧表
- (2) 児童・生徒の保護者等引渡しに関すること。
- (3) 通報等の文例（関係機関等への緊急通報、支援要請、校内放送など）
- (4) 関係機関等の電話番号・FAX番号一覧表など
- (5) 防犯用器具等に関すること。
 - ・ 種類と使い方、使用にあたっての留意点など
 - ・ 防犯用器具などの配置図等
- (6) 記録用紙等の様式（受付名簿、負傷者一覧表、事件の概要記録用紙、巡回日誌、児童・生徒の引渡し確認カード、教育委員会への速報用紙など）
- (7) 応急手当の方、それに必要な用具等の保管場所など
- (8) 教職員への緊急連絡の方法など
- (9) 不審者チェックの仕方など
- (10) チェックリスト
 - ・ 危機管理の取組状況を点検するもの
 - ・ 発生時等に必要な対応をしたかどうか点検できるもの
- (11) 防犯設備等の確認及び訓練

2 マニュアル作成にあたっての配慮事項

危機管理マニュアルは、実際に機能し、児童・生徒の安全が確保される対応が迅速・的確に行われるとともに、状況に応じて臨機応変に対応できるものにしておくことが大切である。そのため、作成にあたっては、現実には起こりうることを想定するとともに、平素は教職員がいろいろな場所にいることを想定した上で、突然に発生する事件・事故に対応できるものにしておかなければならない。

そのためには、下記のような点に配慮することが大切である。

- (1) 児童・生徒の安全を最優先にしたものにする。
- (2) 職員室等で情報が集中管理できるとともに、可能な限り教職員等が情報を共有できるような内容にする。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関等の実情にあったものにする。
- (4) 日常の勤務状態からスムーズに担当・班の業務につくことができるものにする。
- (5) 各担当・班が連携を図りながら対応できるものにする。
- (6) 関係機関・教育委員会等の意見も参考にしながら作成する。
- (7) 多様な事態に対応できるものにする。
※ 教職員が出張・年休等で不在、不審者の状況（様々な凶器、特定できない侵入経路・人数）、授業中・休憩中・校外学習中・登下校中における事件・事故発生等
- (8) 不審者が侵入した場合、登下校などに起こりうる様々な状況を予測し、対応できるものにする。
- (9) 突然、不審者が校内に現れ、危険な行動を起こした場合にも対応できるようにする。
- (10) あまり複雑でなく、すべての教職員等に分かるものにする。

3 マニュアル作成の手順

マニュアルは、校長、副校長、安全担当者（主幹教諭・主任教諭）などが中心となり、マニュアル作成委員会等のチームをつくり、各学校の実態や地域等の実情を的確に把握し、それに合った内容とし、実際に役立つ実効性のあるものを作る必要がある。

4 マニュアルの改善

機能するかどうか定期的に訓練等を通してチェックするとともに、より迅速・的確な対応を行うために必要な事柄を追加するなど、改善しながら、より実効性のあるマニュアルにしていくことが大切である。

- (1) 改善の視点
 - 危機管理の目的を達成するために必要な内容が網羅されているか。
 - 機能する組織・体制であるか。また、各系の業務を迅速・的確に行うために必要なことが記載されているか。
- (2) 改善のための手順
 - 毎年度末など定期的に、改善する必要がある内容等を整理し、適切に改善を図り、より実効性のあるマニュアルにすることが大切である。

Ⅲ 日常の活動

1 防犯設備・非常通報装置等の確認及び訓練

不審者侵入の抑止策として設置しているインターホンや電子錠、防犯カメラシステム、また、学校・幼稚園内の緊急通報システム、非常通報装置（学校 110 番）、さらにはさすまた・カラーボールなどを緊急時に有効に活用できるようにするため、故障がないかどうかの定期点検や、いつでも操作できるよう使用訓練を行う。

2 死角になる場所や施設の有無などの確認

学校・幼稚園は、他の施設と異なり出入口が多く、地域開放の推進により利用形態も複雑になっている。また、地震や火災の発生等に伴う児童・生徒の避難経路を確保する必要がある。学校・幼稚園は、それらを総合的に勘案し、防犯・防災の両観点から自校・自園の校・園舎等の構造上の課題を把握し、日常的な点検を行う。

3 校・園外巡回活動の実施

事故を未然に防ぐためには、施設設備の点検や不審者がいないかどうかなどの巡回が必要である。なお、確実な巡回を実施するとともに、記録を残すために、巡回記録簿の作成も工夫の一つである。

4 受付の整備

全校・全園で受付機能の強化に努めているが、定期的に注意すべき事項の確認をする。

5 保護者・地域・関係機関との連携（登下校時の安全確保）

登下校時は、児童・生徒の所在が学区全体の大範囲にわたっており、学校だけで児童・生徒を事件や事故から守ることは難しい。そのため、学校を中心に、保護者・地域・関係諸機関が一体となり、学校・幼稚園周辺の定期的なパトロール活動、不審者情報の共有、緊急事態発生時の対応等、それぞれの役割を果たすことが必要であり、お互いの協力関係を築いておくことが重要である。

IV 不審者への対応

学校内への不審者侵入及び登下校時の不審者情報への対応は、児童・生徒の被害防止を最優先に行う。また、あらかじめ不審者対応について、教職員の間で役割分担を決めておくことが大切である。

1 学校内における不審者対応

- 学校内で不審者を発見した場合には、氏名や人数の確認、受付手続の有無、来校の用件、保護者の場合は児童・生徒の学年・組・氏名などを確認する。
- 正当な理由が無い者が学校（校舎・校庭）に侵入した場合には、速やかに退去するよう求める。
- 一旦退去しても、再び侵入する可能性や学校周辺に居続ける可能性もあるので警戒を継続する。必要に応じて、警察や教育委員会に報告し、学区のパトロール強化や近隣校等への情報提供を行う。
- 退去しない場合や暴力的な言動がある場合、他の教職員の応援を得るとともに、凶器になりうる物を所持している場合は不審者として「110番」通報する。
- 不審者が校内で暴力行為を働く場合は、複数の教職員でさすまたや手近にある椅子・机等を使い児童・生徒に近付かないよう移動を阻止する。
- 教室等児童・生徒が居る場所へ侵入する危険性が高い場合は、児童・生徒の安全を第一に速やかな避難を行う。
- 負傷者がいるか、いないか迅速に把握し、いる場合には「119番」通報するとともに応急手当を行う。

2 登下校時における不審者対応

- 登下校中に不審者情報を得た場合には、児童・生徒の安全が確保されているか等の状況確認を最優先に行うとともに、「いつ、どこで、誰に、どんなことが起こったか」、「110番」「119番」通報したかなどを聞き取り、緊急対応の必要性を判断する。
- 緊急対応が必要な場合・情報が十分に得られない場合には、教職員が現場に急行し情報収集するとともに、負傷者がいる場合は「119番」通報する。教育委員会、近隣校へも情報提供を行う。
- 不審者が確保されていないなど児童・生徒に被害が及ぶ危険性がある場合には、「子ども安全安心メール」や電話連絡網等を活用し保護者に不審者情報を提供するとともに、警察・保護者・地域住民等と連携し児童・生徒の安全確保を図る。
- 在校・在園中に不審者情報を得た場合には、安全が確保されるまで児童・生徒を学校で待機させる。安全が確保されない場合は、保護者等による引き取りもしくは引率により集団登下校を行う。

3 事後の対応

- 事件・事故に関する情報を収集・整理するとともに、概要等について速やかに教育委員会、被害児童・生徒の保護者へ報告する。
- 保護者や近隣住民に対する説明会の開催、学校便りなどの発行により関係者に情報提供を行うとともに、再発防止等について関係者間で協議をする。
- 教職員が児童・生徒の心のケアを十分に行う。そのためには、児童・生徒の状況を注意深く観察するとともに、保護者、児童・生徒本人への聞き取り、質問票等による調査を行う。また、心のケアが必要な児童・生徒に対しては、担任教師・養護教諭・スクールカウンセラー・教育相談員（教育センター）、学校医等が連携し支援を行う。

V 児童・生徒指導

児童・生徒の発達段階に応じた危機回避能力を高める指導が必要であるが、児童・生徒の安全確保や危機管理は、教職員の最優先の責務である。

児童・生徒が不審者に遭遇した際に、防犯ブザーや大きな声を出して助けを求めたり、直ちに逃げたりするなどの指導を、校外の不審者対応の一環として指導する。

また、不審者が校内に侵入したことを想定した訓練を実施し、児童・生徒が教職員の指示に従い、適切な行動をとることができるようにする。ただし、いたずらに児童・生徒の恐怖心をあおるような訓練は慎む。

1 児童・生徒指導の一層の充実

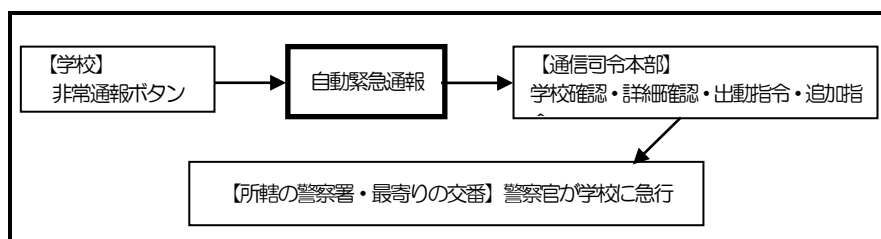
学校では、発達段階に応じた指導の工夫が大切である。その際、校内の不審者を想定するだけでなく、登下校中や校外での不審者による性的被害が増大している現状を重視し、不審者対応の一環として計画的な指導を行う必要がある。

なお、児童・生徒指導とともに、教職員自身が安全確保について十分な自覚をもって職務を遂行することが肝要である。校内の児童・生徒の安全は、自らが守るという気概で取組んでいく。

2 不審者侵入想定避難訓練の実施

火災や地震発生時を想定した避難訓練とともに、不審者侵入を想定した避難訓練を計画的に実施することが大切である。この場合、教職員の緊急集合、インターホンの場所確認や組織化の訓練を区別して実施することも必要である。

〈「学校 110 番」のしくみ〉



〈非常通報訓練の内容〉

主な内容	具体的内容
「学校 110 番」通報訓練	事前に「学校 110 番」の設置箇所及び操作方法を確認の上、具体的想定に基づき、実際に「学校 110 番」の操作を行って警察に通報する。
情報伝達、避難誘導訓練	全教職員への速やかな情報伝達訓練を行い、教職員による児童・生徒への注意喚起、避難誘導訓練を行う。
警察・消防との連携訓練	到着した警察官に、事案の概要、被疑者の有無等、正確な情報を伝え、指示に従う。緊急時における児童火災防災設備を使用する。
訓練後の学校と関係機関との協議	訓練後、警察、消防、教育委員会などと協議分析を行い、問題点や課題等を検討する。

3 その他

○ 誤報の処理について

誤って非常通報ボタンを押してしまった場合は、速やかに以下の処置を行う。

- ① 所轄警察署（生活安全課）に電話にて誤報を伝える。
- ② 教育委員会に連絡し、復旧業者に連絡してもらう。

VI 脅迫電話等における対処事例

1 電話による犯行予告を例とした場合

- 不審者から爆破等予告の電話を受信した場合、職員は下記の対処を行う。
- 下記「犯行予告等への対応表」により落ち着いて対応し、情報を把握する。
 - 相手に気付かれないように同勤者と連絡を取り（あらかじめサイン等を決めておく。）、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
 - 電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれないように周囲で話をしないようにする。
 - 予告電話をいはずら電話と感じた場合でも、教育委員会、校長へ報告する。

＜犯行予告等への対応表＞

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなっているのか・どうなるか	爆発等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的・動機・原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認(電車の走行音、放送等)

- 職員は電話が切れた後、校長（不在の場合は次順位の者）に報告し、校長は直ちに警察に通報し、教育委員会に報告する。
- 爆破等予告時刻が迫っていたり、不明な場合は直ちに全ての人が避難する。
- 爆破等予定時刻に余裕がある場合は、警察や教育委員会と協議し、適切に対応する。
- 不審物を検索する場合は、爆破等の予定時刻まで余裕がある場合など、警察の指示を受けた上で不審物を検索する場合には、校長（不在の場合は次順位の者）の指揮の下で行う。指揮者は可能な限り検索要員を編成し、概要説明後、担当区域・不審物発見時の対応を指示して検索を実施する。検索要員は、担当区域について執務室、トイレ、倉庫、機械室、植込み等くまなく責任を持って検索を行い、不審物の発見に努める。

2 不審物(爆発物、化学剤、放射性物質、ウイルス・細菌等被爆や感染のおそれがある物等)を発見した場合

- 不審物を発見した場合、教職員は下記の対処を行う。
- 教職員は不審物を発見した際、校長（不在の場合は次順位の者）に報告し、校長は直ちに警察に通報し、教育委員会に報告する。
 - 児童・生徒が不審物を発見した場合は触れないで教職員に報告するように指導する。
 - 不審物には一切触れない。
 - 状況に応じて児童・生徒を安全な場所に避難させる。
 - 警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウイルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
 - 中身が飛散するおそれがある場合には、危険の及ばない範囲でビニールで覆いをする等の対応を施す。
 - 放射性物質、ウイルス・細菌等、被爆若しくは感染するおそれのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。
 - 汚染されたおそれのある人は速やかにシャワーと石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。
 - 汚染のおそれがある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。
 - 警察を通じて保健所から連絡があるので、その前に慌てて医療機関に駆け込む必要はない。ウイルス・細菌の場合は潜伏期間があるので直ちに自覚症状が起ることはまずないが、何らかの自覚症状があれば医療機関を受診する。
 - 不審物等に対する着眼のポイントは、導火線、乾電池、時計の設置、火薬等の薬品臭、金属や粉のような物が入っている、秒を刻むような音がしている、包装に粉等が付着している、不自然な形状や重さなどである。

第2章 新興・再興感染症編

I 新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザ、SARS等の新たな感染症対策

新型インフルエンザ、高病原性鳥インフルエンザ、SARS等の新たな感染症の海外や国内、地域での発生・流行状況により、学校管理下での発生の警戒が必要になった場合は、国や東京都から示された基準や指導に基づいた措置を講じることはもちろん、保健所からの指示・指導に従い、教育委員会と協議の上対応する。

基本的には、児童・生徒及び教職員の健康状態を把握し、保健所・教育委員会に報告するとともに、教育委員会からの指示により臨時休業の措置をとる。

なお、感染力や毒性、治療薬などの状況により対応が変わることがあるので教育委員会と十分に連絡をとる。詳細については「中央区新型インフルエンザ対策行動計画(改訂)(平成24年2月)」も参照のこと。

1 区内で発生した場合

区内での発生が確認された場合は、発熱や呼吸器症状などのインフルエンザ様症状を中心に、健康観察を徹底するとともに、保健所の行う発生者の接触者調査などに協力する。

健康管理上異常を認めた場合や保健所からの協力要請があった場合などは速やかに教育委員会に報告する。また随時学校医と相談し、必要に応じて臨時休業を念頭に教育委員会と協議する。

臨時休業を行った場合は、学校再開について、流行状況などを鑑み、随時教育委員会と相談して行う。

2 学校において新たな感染症の発生及びその疑いのある児童・生徒、教職員が発生した場合

海外や国内、地域での発生・流行状況により、新たな感染症への警戒が必要になり、学校管理下で新たな感染症の発生及びその疑いの児童・生徒、教職員が発生した場合は、直ちに学校医、保健所、教育委員会へ連絡する。

また、保健所の指示・指導に従うほか、随時学校医と相談しながら、以下の発生時の状況別初動対応を参照し、できるだけ感染を拡大させないように努める。

(1) 学校管理下で感染の疑いのある児童・生徒が発生した場合

◎ マスクなどの着用による感染防御

- 感染症は、咳やくしゃみによる飛まつ、血液、その他の体液、分泌物などを介して感染する 경우가ほとんどである。疑いの段階でも、対応にあたる教職員は、血液などは感染の可能性があると考え、対応にあたる場合には、マスクやエプロン等を着用するなどし、可能な限り直接触れないようにする。傷の無い正常な皮膚に付着しただけでは感染しないが、付着したままでは感染源になる可能性があるため、流水等で洗浄する、ペーパータオルなどで拭き取るなど、直ちに取り除くようにする。
- SARS(重症急性呼吸器症候群)、高病原性鳥インフルエンザ、新型インフルエンザなどの呼吸器感染症は、咳、痰などの呼吸器症状を示す場合が想定されるので、全ての児童・生徒及び教職員について、不織布マスクを着用させる。教室等で児童・生徒から症状の訴えがあった場合には、直ちに隔離する。

<p>◎ 訴えのあった児童・生徒の一時的隔離</p> <p>▼ 教室等で訴えを起こした場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 他の児童・生徒への感染をできるだけ防止するために、他の児童・生徒などと接触させないように、訴えのあった児童・生徒をその時点で使用していない近くの教室などへ連れて行き、休ませる。 <p>▼ 保健室に訴えてきた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 既に他の児童・生徒が入室している場合、その児童・生徒を退室させても問題ない場合には、保健室の外へ移動させる。既に入室している児童・生徒が体調不良でベッド等で休んでいる場合は、訴えのあった児童・生徒を、保健室近くの使用されていない教室などへ連れて行き、休ませる。また、呼吸器感染症が疑われる場合は、窓を開放するなど換気に留意する。
<p>◎ 症状確認及び対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 体温計による体温測定を行うなど、当該児童・生徒の症状を観察する。 ➢ 保護者に連絡を取って、当該児童・生徒を引き取りに来てもらう。状況によっては、当該児童・生徒を病院に搬送する。保護者から病院で受診した結果を連絡してもらう。 ➢ 第一発見者となった教職員は、直ちに情報を関係者に伝え、健康危機管理の担当者が情報を集め、学校医・保健所・教育委員会等との窓口を一本化する。その後は、接触者のリストアップと健康調査、消毒等について保健所の指示を仰ぎ、保護者等への適切な情報処理に努めるなど、随時対応について検討していく。
<p>◎ 吐物の適正処理（感染症胃腸炎等にも適用する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 吐物等の拭き取り、汚染された衣類等の片付けの際には、ビニール手袋やマスク等を用いて、直接の接触を防ぐ。 ➢ 吐物等の拭き取りに使用したペーパータオルや汚染された衣類等は、衛生的に廃棄するか、捨てられない物は塩素系漂白剤又は熱湯でつけ置き洗う。 ➢ 吐物のあった床等は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度約200ppm：市販の塩素系漂白剤の塩素濃度は5～6%なので250倍に希釈）で浸すように拭き取る（塩素ガスの発生に注意）。吐物等を処理した場合は、必ず十分な手洗いとうがいを行う。 ➢ 第一発見者となった教職員は、直ちに情報を関係者に伝え、健康危機管理の担当者が情報を集め、学校医・保健所・教育委員会等との窓口を一本化する。その後は、接触者のリストアップと健康調査、消毒等について保健所の指示を仰ぎ、保護者等への適切な情報提供に努めるなど、随時対応について検討していく。

(2) 集団発生時

(1)のような状況の発生や地域での新たな感染症の流行などにより、同じ症状を訴える児童・生徒や、同じ症状や病名で欠席している児童・生徒が多数認められた場合、学校は直ちに保健所と教育委員会に報告する。

症状のある者は(1)のように対応し、症状のない者も感染している可能性があるため、帰宅については保健所及び教育委員会の指示に従う。

学校での全体的な状況が判明次第、臨時休業について教育委員会と協議し、新たな感染症である可能性がある場合は、原則臨時休業とする。その後は引き続き教育委員会と連携しつつ、接触者のリストアップと健康調査、消毒等について保健所の指示を仰ぎ、保護者等への適切な情報提供に努める。

感染症の場合、感染症の種類、発生状況や地域への拡大状況により、きめ細かい対応が必要なため、学校再開については、流行状況などを鑑み、随時教育委員会と相談して行う。都内流行期や大規模流行期は、長期の学校閉鎖を検討する。

(3) 学校飼育鳥や野生鳥の死亡が見られた場合

- 日本国内で鳥インフルエンザが発生した段階から、複数の野鳥が死んでいた場合、絶対に直接手で触れないように児童・生徒に指導するとともに、学校に連絡するようにさせる。連絡があった場合は、教育委員会及び環境局自然環境部計画課（03-5388-3505）に連絡する。
- 学校で飼育している野鳥が複数死んでいた場合は、上記と同様に絶対に児童・生徒に直接手で触らせないで、教職員がマスクとビニール手袋を着用した上で処理する。教育委員会、東京都家畜保健衛生所に連絡する。報告を受けた教育委員会は保健所に連絡する。国内外での発生状況等により、鳥インフルエンザである可能性が高い場合は、教育委員会・保健所・学校医と協議し、直ちに学校は臨時休業とする。
- 同時に飼育小屋の封鎖を行い、立入禁止とする。登校している児童・生徒や教職員（特に飼育に関係のある）の現在の健康状況をできるだけ把握し、症状がある場合には、学校医と相談の上、(1)のように対応し、教育委員会、保健所に報告する。症状の無い者も、感染している可能性があるため、帰宅については保健所及び教育委員会の指示に従う。
- その後は教育委員会と連携し、接触者のリストアップと健康調査、消毒等について保健所の指示を仰ぎ、保護者等への適切な情報提供に努める。
- 感染症の場合、感染症の種類、発生状況や地域への拡大状況により、きめ細かい対応が必要なため、臨時休業の解除、飼育小屋の封鎖の解除等については別途検討する。
- 飼育小屋に関して、日常的に屋根や網の破れがないように整備をしておくことが、野鳥から鳥インフルエンザを家禽に感染させないために重要である。

3 区内で流行している場合

区内での流行が確認された場合は、臨時休業を念頭に、学校医と相談するとともに、教育委員会と協議する。学校内で発生しているかどうかにかかわらず、地域で流行している時点で、臨時休業を行うことで感染拡大防止ができ、流行を抑えることにつながる。地域の流行については、保健所等に確認する。

学校再開については、流行状況などを鑑み、随時教育委員会と相談して行う。

II 再興感染症等

結核やコレラ、マラリアなど既知の感染症で、既に公衆衛生上の問題とならない程度まで患者が減少していた感染症が、この20年間に再び流行しはじめ、患者数が増加している状況にある。また、麻しんのように近年若年者間での感染が多く見られ、社会的にも関心が高まっている感染症もある。

こうした再興感染症が区内や都内、国内などでどのように発生しているかなどの情報を収集し、教職員や児童・生徒の保護者に周知し、ワクチン接種の重要性について啓発を行うなど、予防対策を一層強化することが必要である。

また、学校内での感染予防のため「学校において予防すべき感染症の解説」（文部科学省 平成25年3月発行）、「学校等における感染症予防チェックリスト」（東京都福祉保健局 平成21年6月発行）及び「幼稚園、小・中学校における麻しん患者発生時の対応マニュアル」（中央区教育委員会発行）に記載された日常の衛生管理を徹底する。

保護者から感染症発生の連絡を受けた際には、教育委員会や学校医、保健所などの関係機関に直ちに連絡し感染拡大など学校が講ずべき対応を協議する。

各種樣式

安全確認チェックリスト
 学校施設・設備等
 被害状況調査報告書

点検日 年 月 日

担当者

項目	調査箇所	点検内容	チェック ○ ×	被害状況等
普・特・管 ハ	出入口	開閉・破損		
	床	歪み		
	天井	亀裂・破損		
	壁面(含・掲示板)	亀裂・落下		
	窓枠	歪み・開閉		
	窓ガラス	破損		
	照明器具	損傷・落下		
	戸棚・ロッカー・テレビ	転倒		
	机・椅子	破損		
	スピーカー	破損		
	ガス元栓	破損		
	コンセント	破損		
特別教室 ハ	薬品戸棚	転倒		
		薬品の流出		
		薬品の混触		
	ガソリン・白灯油	流出		
ピアノ	移動			
	破損			
体 育 館	出入口	開閉・破損		
	床	歪み		
	天井	亀裂・破損		
	壁面	亀裂・落下		
	窓枠	歪み・開閉		
	窓ガラス	破損		
	照明器具	損傷・落下		
	ギャラリーフェンス	破損		
	コンセント・配線	損傷		
	火災報知機	破損		

安全確認チェックリスト
 学校施設・設備等
 被害状況調査報告書

点検日 年 月 日

担当者

項目	調査箇所	点検内容	チェック ○ ×	被害状況等
給食室	出入口	開閉・破損		
	床	歪み		
	天井	亀裂・破損		
	壁面(含・掲示板)	亀裂・落下		
	窓枠	歪み・開閉		
	窓ガラス	破損		
	照明器具	損傷・落下		
	ガス元栓・配管	亀裂・損傷		
	コンセント・配線	損傷		
	給水・排水	亀裂・破損		
〔廊下・階段・ベランダ〕	誘導標識	破損・落下		
	誘導灯	破損・落下		
	火災報知機	破損・玉切れ		
	てすり	亀裂・破損		
	避難器具(救助袋)	破損		
	防火戸	開閉・歪み		
	スピーカー	破損・落下		
	照明器具	破損・落下		
	窓ガラス	破損		
	コンセント	破損		
戸棚・ロッカー	転倒・破損			
〔トイレ〕	出入口	開閉・破損		
	床	歪み		
	天井	亀裂・破損		
	壁面	亀裂・落下		
	窓枠	歪み・開閉		
	窓ガラス	破損		
	照明器具	損傷・落下		
	給水・排水	亀裂・破損		
	ブース扉	開閉・破損		
便器	亀裂・破損			
屋上	出入口	開閉・破損		
	屋上床	陥没・亀裂		
	フェンス	歪み・破損		
	高架水槽	破損		
	アンテナ	破損		

安全確認チェックリスト
 学校施設・設備等
 被害状況調査報告書

点検日 年 月 日

担当者

項目	調査箇所	点検内容	チェック ○ ×	被害状況等
校	地面	陥没		
		亀裂		
		危険物の落下		
	隣接地との関わり	境界		
		土台		
庭	塀・門扉	倒壊		
		開閉		
	外壁	亀裂		
		落下		
設 備	水道	使用可・不可		
	電気	使用可・不可		
	ガス	使用可・不可		
	放送	使用可・不可		
	電話	使用可・不可		
防 災 水 利	プール	陥没・歪み		
		亀裂・破損		
	ろ過器	破損		
	ポンプ	破損		
	受水層	破損		
重 要 書 類 等	重要書類	消失・紛失		
		破損		
	磁気データ	消失・紛失		
		破損		
	記念物品	消失・紛失		
破損				
そ の 他				

<様式 Ⅱ>

安全確認チェックリスト
学校備品等
被害状況調査報告書

点検日・調査日 年 月 日

担当者名

	チェック・調査項目	チェック ○ ×	被害状況
1	テレビは固定されているか		
2	教師用ロッカーは固定されているか		
3	幼児・児童・生徒用ロッカーは固定されているか		
4	清掃用具庫は固定されているか		
5	職員室ファイルキャビネットは固定されているか		
6	職員室書棚は固定されているか		
7	校長室書棚は固定されているか		
8	理科室の実験器具庫は固定されているか		
9	理科室の実験器具庫は施錠されているか		
10	理科室の薬品庫は固定されているか		
11	薬品で発火するものはないか		
12	理科室の薬品庫は施錠されているか		
13	音楽室楽器収納庫は固定されているか		
14	図書室の書架は固定されているか		
15	各教室の書架は固定されているか		
16	各教室の給食白衣ロッカーは固定されているか		
17	冷蔵庫は固定されているか		
18	洗濯機は固定されているか		
19	校庭開放用具庫は施錠されているか		
20	家庭科室調理器具庫は施錠されているか		
21	家庭科室調理器具庫は固定されているか		
22	保健室空気清浄機は固定されているか		
23	保健室薬品庫は施錠されているか		
24	保健室薬品庫は固定されているか		
25	ガス・水道の元栓は確認しているか		
26	配電盤の系統を熟知しているか		
27	消火栓・消火器が使用可能か		
28	ピアノの転倒の恐れはないか		
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			

<様式 IV>

中央区教育委員会教育長

学校(園)再開計画書

学校(園)名

校(園)長

下記のとおり学校再開を行いますので、計画書を提出します。

記

授 業 再 開 日		年		月		日 (曜日)
-----------	--	---	--	---	--	----------

年 月 日現在

幼 児 園 児 童 生 徒 数		男	女	計		
	1年(3歳)			名		使用可能な教室等 普通教室 () 教室 特別教室 () 体育館 校庭 その他 ()
	2年(4歳)			名		
	3年(5歳)			名		
	4年			名		
	5年			名		
	6年			名		
	計			名		
職 員 数			名			
授 業 形 態 (保 育)	平常通り 2部授業 複式授業 その他()					
授 業 場 所 (保 育)	教室 校庭 地域の施設()					
現在の課題						
今後の対応及び計画						

平成26（2014）年3月発行

学校危機管理マニュアル

発行 中央区教育委員会事務局庶務課

中央区築地1-1-1